

磯子区防災計画

震 災 対 策 編

ISOGO 2019

磯子区役所

平成31年4月

目 次

磯子区における被害想定	1
序章 磯子区の被害想定	2
1-1 震度分布	2
1-2 液状化被害	3
1-3 津波浸水予測	4
2-1 磯子区被害想定一覧	5
2-2 帰宅困難者状況	6
第1部 災害応急対策	7
第1章 磯子区災害対策本部	8
1-1 応急対策の基本	9
1-2 災害対策本部等の設置	9
1-3 災害対策本部会議の開催	11
1-4 事務決裁処理の特例	11
第2章 職員の配置・動員	12
2-1 職員配置計画	13
2-2 職員の動員	13
第3章 情報の収集・伝達	14
3-1 情報収集体制の確立	15
3-2 災害情報の集約	16
3-3 災害情報の広報	17
3-4 広聴活動	17
3-5 安否情報の提供等	18
第4章 被災者等の避難対策	20
4-1 避難の勧告及び指示	21
4-2 避難所の種類と対象	21
4-3 地域防災拠点の開設・運営	22
4-4 補充的避難所の開設・運営	23
4-5 福祉避難所の開設・運営	23
4-6 広域避難場所への一時避難	24
第5章 帰宅困難者への支援	26
5-1 一時滞在施設の開設	27
5-2 滞留者・帰宅困難者対応	27
5-3 帰宅困難者等の支援	28
第6章 災害医療と保健衛生	30
6-1 災害医療における活動体制	31
6-2 医薬品等の調達	32
6-3 こころのケア対策	33
6-4 生活衛生	33
6-5 感染症発生患者等への対応	35
第7章 要援護者への支援	36
7-1 援護体制の確保	37
7-2 福祉避難所の開設及び運営	37
7-3 援護の実施	38
7-4 福祉相談窓口の開設	38

第8章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い	40
8-1 行方不明者の捜索.....	41
8-2 遺体安置所の設置・運営.....	41
8-3 遺体の処置.....	41
8-4 火葬の実施.....	42
第9章 物資等の供給	44
9-1 物資の供給と調達.....	45
9-2 輸送手段の確保.....	46
9-3 物資等の支援要請.....	46
9-4 応急給水.....	46
第10章 ボランティアとの連携	48
10-1 一般ボランティアの活動支援.....	49
10-2 専門的ボランティアの活動.....	50
第11章 学校活動と保育	52
11-1 児童生徒の安全確保.....	53
11-2 学校教育再開に向けた対応.....	53
11-3 保育の早期再開.....	53
第12章 災害廃棄物の処理	54
12-1 災害廃棄物の定義.....	55
12-2 トイレ・し尿対策.....	55
12-3 家庭系ごみ対策.....	55
第13章 消火及び救助・救急活動	56
13-1 応急活動体制.....	57
13-2 消火活動.....	57
13-3 救助・救急活動.....	58
第14章 警備と交通・輸送対策	60
14-1 警備対策.....	61
14-2 交通対策.....	61
14-3 輸送路の確保.....	61
14-4 輸送体制の確保.....	62
第15章 受援計画	64
15-1 広域応援活動拠点の指定.....	65
15-2 地方公共団体との相互応援.....	65
第2部 復旧・復興対策	67
第1章 区民生活の安定・復旧	68
1-1 被災者の生活援護.....	69
1-2 応急仮設住宅の提供.....	70
1-3 災害廃棄物の処理.....	70
第2章 罹災証明書	72
2-1 被害認定調査.....	73
2-2 罹災証明書.....	73
2-3 被災者台帳の整備.....	73
第3章 復興対策	74
3-1 復興対策の定義.....	74
3-2 復興の理念.....	74

第3部 災害予防計画	75
第1章 防災備蓄計画	75
1-1 防災備蓄計画	76
1-2 その他の資機材の整備	77
第2章 避難所等の整備	78
2-1 指定避難所・指定緊急避難場所	78
2-2 広域避難場所及び津波避難施設	79
2-3 その他の避難所等	79
第3章 緊急輸送路の整備	80
3-1 緊急輸送路の指定	80
3-2 建設業協会との連携	80
3-3 緊急通行車両確認証明書の発行	80
第4章 災害に強い人づくり	81
4-1 「自助」、「共助」、「公助」による被災	81
4-2 防災意識の高揚	83
4-3 区民の防災活動の促進	84
4-4 ボランティアとの協力体制	84
4-5 車中泊避難の予防	85
第5章 災害に強い地域づくり	86
5-1 町の防災組織	86
5-2 自主防災組織の強化	86
5-3 地域防災拠点運営委員会	87
5-4 要援護者支援対策	87
第6章 学校における安全対策の措置	89
6-1 迅速な応急活動体制の確立	89
6-2 児童・生徒の安全確保体制の確立	89
第4部 津波対策	91
第1章 津波対策の基本	92
1-1 津波による被害	92
1-2 避難場所等の整備	92
第2章 災害応急対策等	94
2-1 津波警報等発表時の体制	94
2-2 避難対策等	95
2-3 地域防災拠点の代替施設の運用	95
資料編	97

磯子区における被害想定

想定地震

地震：元禄型関東地震 (M8.1)

- ・相模トラフで発生する M8 級のプレート境界型地震であり、房総半島沖まで連動した 1703 年に発生した元禄型関東地震のタイプが最大クラスと考えられます。
- ・元禄型は、1923 年の大正型よりも発生確率は低いですが、津波・地震動が大正型よりも大きくなることから、元禄型を想定対象とします。

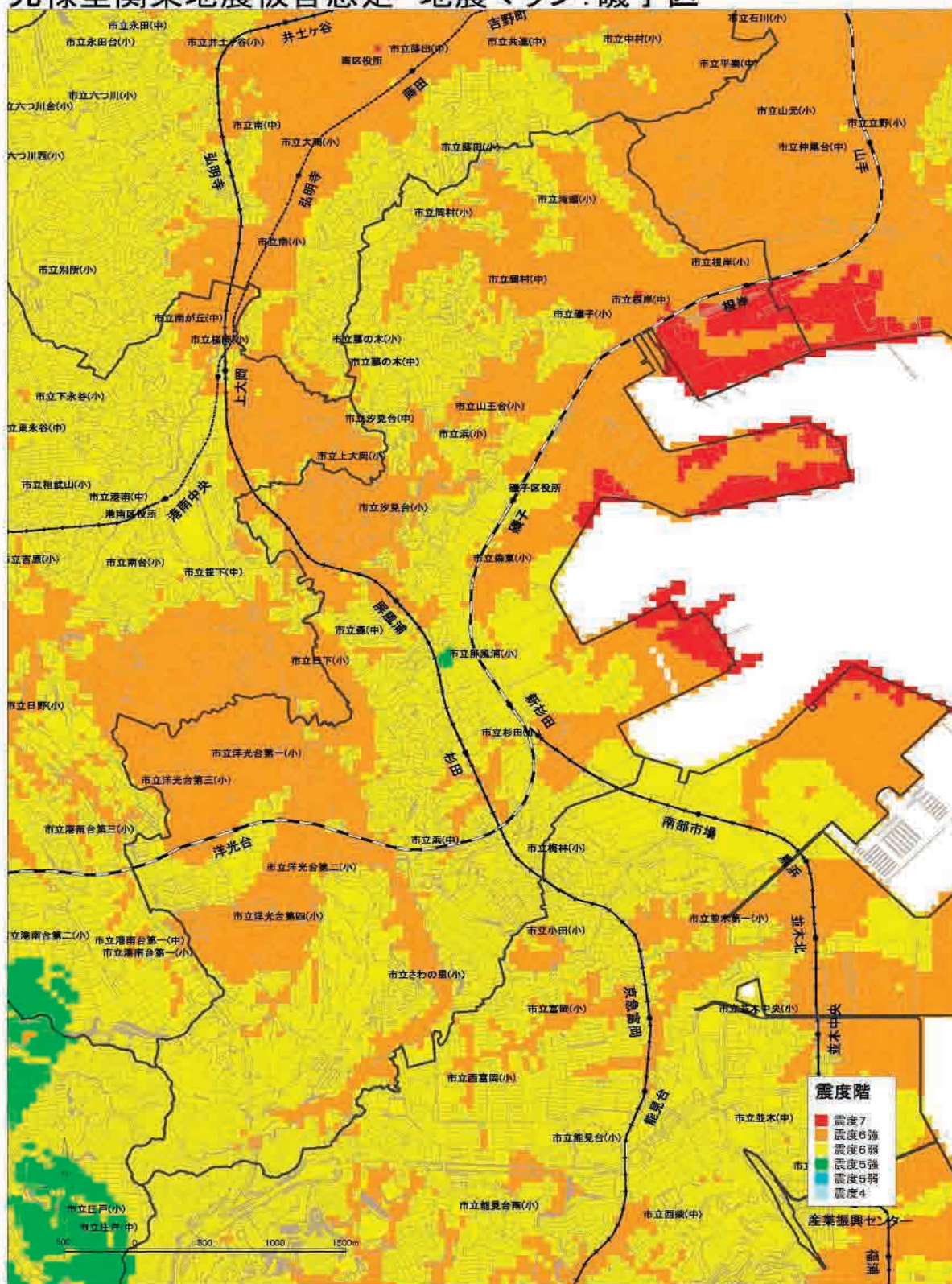
津波：慶長型地震 (M8.5)

- ・東京湾内に津波が侵入しやすい位置での巨大地震を想定したものです。
- ・発生する可能性は低いものの、いざ発生すると高い津波を引き起こします。

序章 磯子区の被害想定

1-1 震度分布

元禄型関東地震被害想定 地震マップ:磯子区

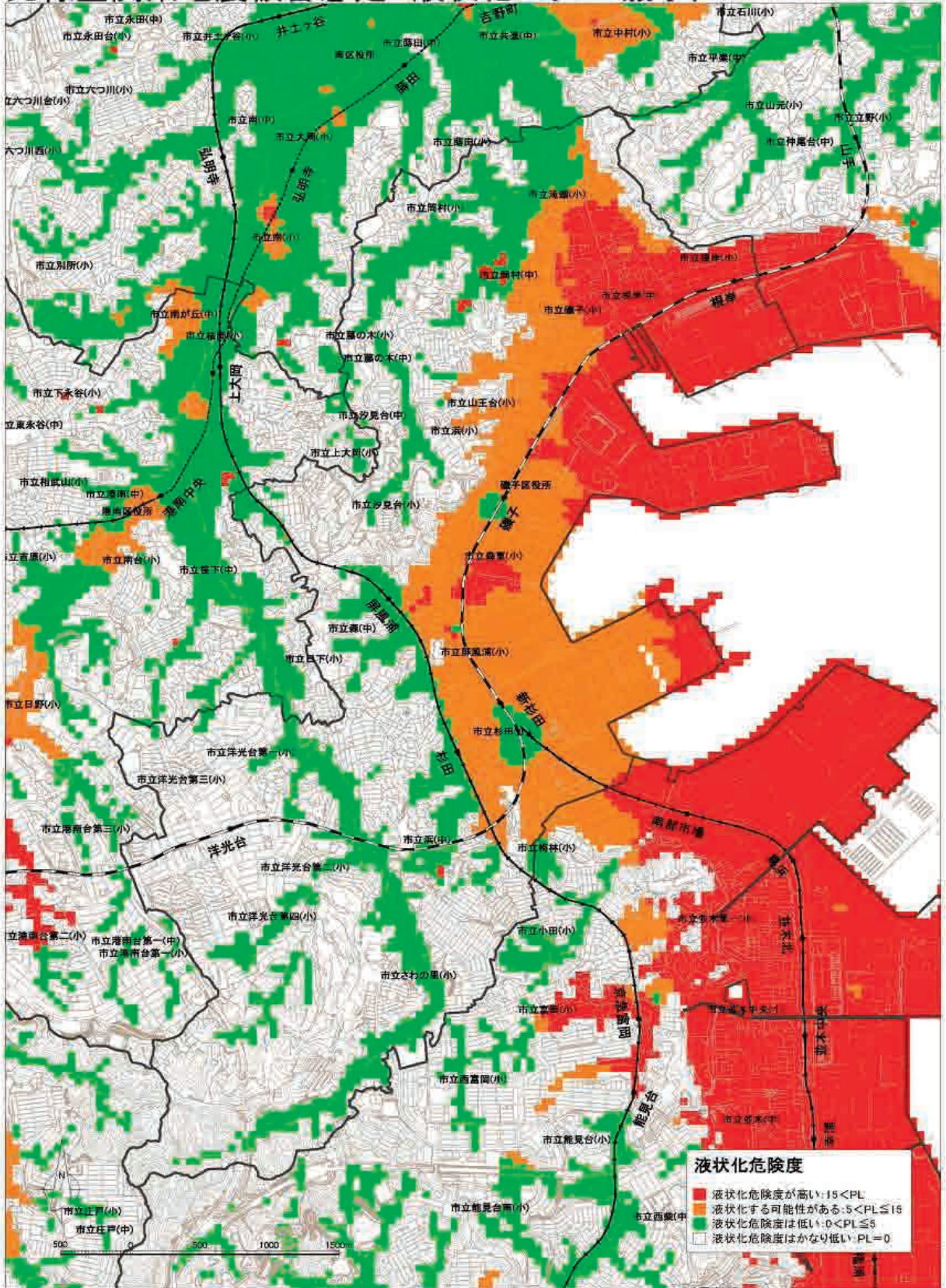


横浜市消防局 平成 24 年 10 月作成

1:25000

1-2 液状化被害

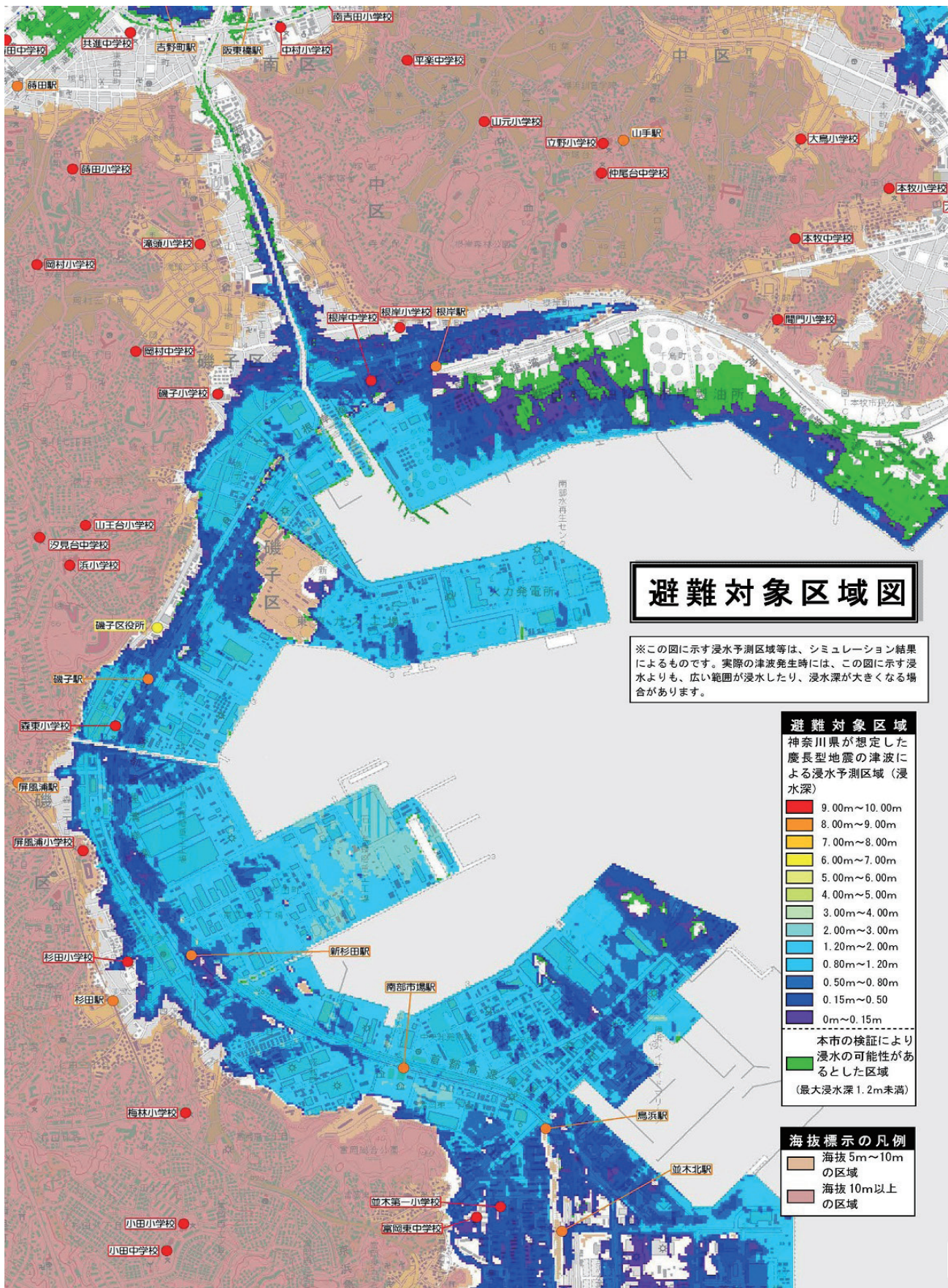
元禄型関東地震被害想定 液状化マップ:磯子区



横浜市消防局 平成 24 年 10 月作成

1:25000

1-3 津波浸水予測



2-1 磯子区被害想定一覧

- ・ 平日 18 時の地震発生を想定
- ・ 想定地震は元禄型関東地震

	磯子区	横浜市
震 度	震度 6 弱～7	震度 5 強～7 (市内広い範囲で 震度 6 強以上の揺れ)
揺れによる建物全半壊被害 (棟)	8, 175	137, 100
火災による焼失棟数 (棟)	4, 958	77, 654
建物の倒壊による死者 (人)	91	1, 695
建物の倒壊による負傷者 (人)	1, 049	19, 913
火災による死者 (人)	92	1, 548
火災による負傷者 (人)	103	1, 778
避難者 (人) ※ 1 日後	30, 664	577, 307
上水道の断水世帯数 (世帯)	19, 056	398, 835
下水道の流下機能支障世帯数 (世帯)	3, 869	72, 912
電力の停電世帯数 (世帯)	13, 852	266, 246
電話の不通世帯数 (世帯)	2, 708	54, 144
都市ガスの供給停止件数 (件)	70, 123	1, 157, 296

【磯子区の被害の概況 (想定)】

- ・ 滝頭方面等の住宅密集地区にて、広域火災が発生する可能性があります。
- ・ 沿岸部の工場地帯を中心に、広い範囲で津波の被害が発生する恐れがあります。
- ・ 堀割川沿いに、津波の河川遡上が発生する可能性があります。
- ・ 区内 2 割ほどの地域で停電が発生する可能性があります。
- ・ 区内ほぼ全域で、都市ガスが供給停止となります。

2-2 帰宅困難者状況

- ・平日12時の発生を想定
- ・想定地震は元禄型関東地震

単位(人)

行政区	推定滞在者数	帰宅困難者数			
		通勤	通学	私用 (買い物他)	合計
鶴見区	182,317	24,918	1,985	3,572	30,475
神奈川区	175,071	24,847	10,072	2,712	37,631
西区	170,292	40,613	2,599	14,715	57,927
中区	207,023	47,840	4,934	7,592	60,366
南区	108,543	4,673	1,298	2,172	8,143
港南区	127,398	5,490	538	2,405	8,433
保土ヶ谷区	129,974	10,885	2,613	928	14,426
旭区	142,388	6,515	1,689	2,877	11,081
磯子区	102,246	11,403	633	2,039	14,075
金沢区	155,391	18,991	5,978	12,109	37,078
港北区	238,590	31,548	9,507	6,330	47,385
緑区	105,604	7,846	3,995	3,335	15,176
青葉区	176,246	10,836	5,172	11,429	27,437
都筑区	152,880	21,314	2,793	9,607	33,714
戸塚区	179,461	16,912	3,709	4,580	25,201
栄区	74,251	6,279	2,090	3,508	11,877
泉区	84,004	2,857	947	2,576	6,380
瀬谷区	74,130	4,640	1,042	2,032	7,714
合計	2,585,809	298,407	61,594	94,518	454,519

第1部 災害応急対策

【対象期間：地震発生～72時間後まで】

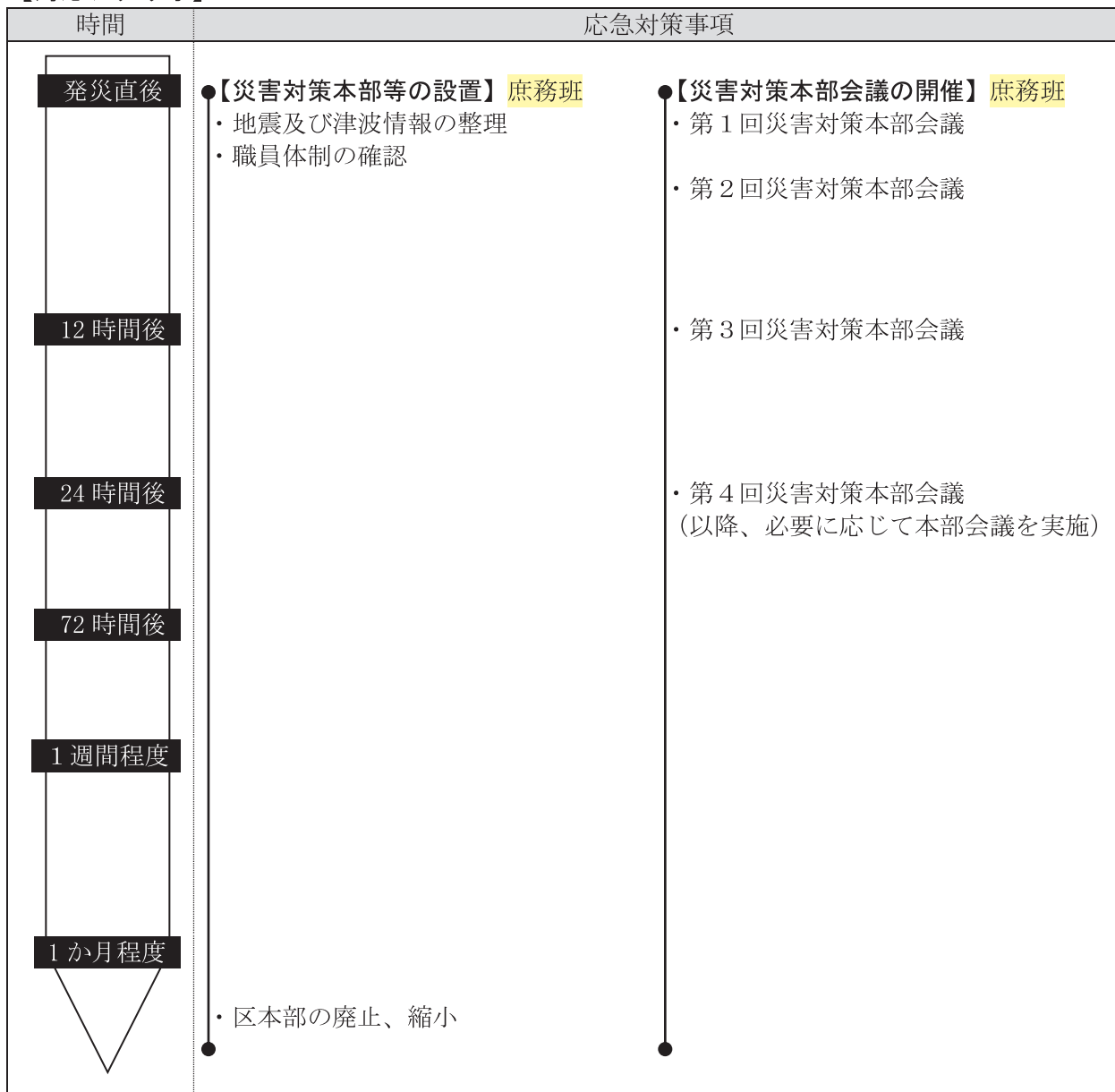
第1章 磯子区災害対策本部

震災が発生した場合、区長は「磯子区災害対策本部」を速やかに設置し、被災区民等の救助やその他災害応急対策を実施し、被害の発生を最小限に止めます。

【構成】

- 1-1 応急対策の基本
- 1-2 災害対策本部等の設置
- 1-3 災害対策本部会議の開催
- 1-4 事務決裁処理の特例

【対応シナリオ】



1-1 応急対策の基本

1 人命確保最優先

発災後 72 時間は極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及び関係する活動を最優先にして、人的・物的資源を配分します。

2 消火活動の優先

火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先します。

3 情報受伝達

情報の把握は、適切な災害応急対策を行う前提条件であるため、区各部署、防災関係機関、区民等は、迅速かつ正確に情報を収集・分析・伝達しなければなりません。

4 区民の相互協力

区民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との自助・共助の認識を持って、人命の救助の観点から地域住民がお互いに助け合い、協力しなければなりません。

1-2 災害対策本部等の設置 庶務班

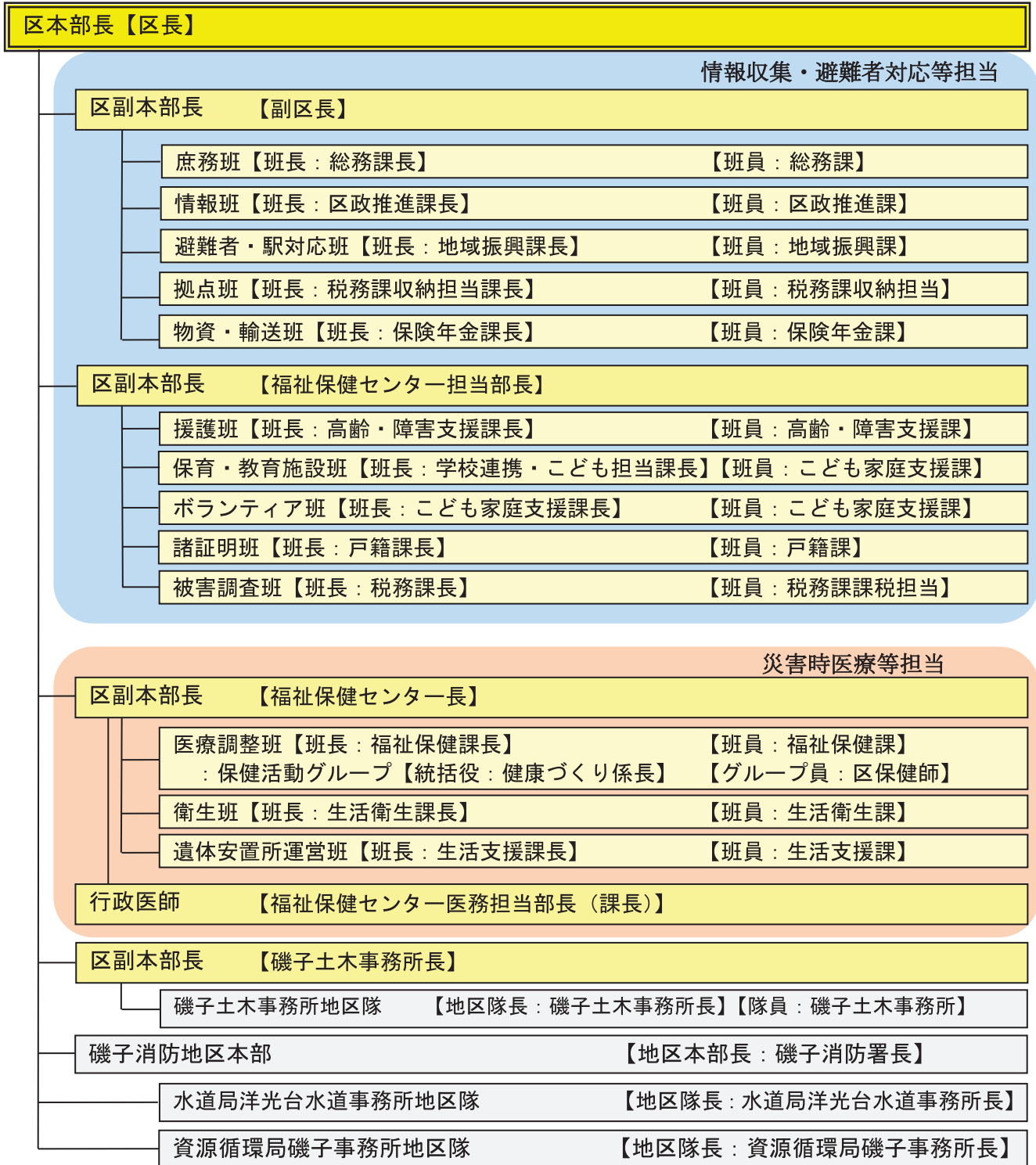
1 設置基準

磯子区災害対策本部等の設置基準は、次の通りです。

	地震関連情報	津波関連情報	
磯子区警戒体制 (責任者：副区長)	震度 4 又は 5 弱の地震	津波注意報	構成員（3～9名） ○ 総務課 ○ あらかじめ指定された 課長・係長
磯子区警戒本部 (本部長：副区長)			構成員（24～71名） ○ 総務課 ○ 全課長・係長 （1～2号配備）
磯子区災害対策本部 (本部長：区長)	震度 5 強以上 の地震	津波警報 大津波警報	構成員（全職員） （5号配備） ※ 3～4号は風水害等による
	区域で大規模な災害が発生又は発生する おそれがあると区長が認めたとき		

2 組織

磯子区災害対策本部の組織・職務権限は、次の通りです。



○ **区地区隊等の運用について**
 ・各地区隊・地区本部において、その所管局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合は、その指示を優先とします。

○ **保健師等の運用について**
 ・区役所各課に所属している保健師等は、医療調整班の保健活動グループに集約し、被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合には医療活動にも従事します。

3 区本部長職務代理者順位

区役所へ区長が不着、又は不在の場合は、区役所に到着した管理職の中から下記の順位で区本部長を代行します。

順位	代行者
1	副区長
2	福祉保健センター担当部長
3	総務課長
4	区政推進課長
5	最初に参集した課長（福祉保健課長、医務担当課長は除く）
6	総務課 係長

4 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めたとき、応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は「警戒宣言」「津波警報・大津波警報」が解除されたときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

1-3 災害対策本部会議の開催

庶務班

1 本部会議の開催

磯子区災害対策本部は、被害情報の共有や災害対策方針の決定のため、発災後概ね1時間後に第1回災害対策本部会議を開催します。

2 本部会議の構成

災害対策本部会議は、区本部班長以上、地区隊長及び消防地区本部長で構成し、不在時は代理要員が出席します。また、警察署警察本部は、必要に応じて災害対策本部会議に参加します。

3 第1回災害対策本部会議での討議・決定事項

災害対策本部会議では、次の事項を中心に討議・決定を行います。

- ・本部体制の確認（庁舎被害の状況、職員の参集状況・安否の確認）
- ・区内被害の概況の確認、本市関連施設の状況確認
- ・避難勧告、避難指示の是非
- ・区本部及び各班の対応方針の決定
- ・市本部、他機関への応援要請

4 本部会議の定期的開催

災害対策本部会議は定期的に開催し、区本部内での情報共有を図ります。

1-4 事務決裁処理の特例

1 代決権者による臨時決裁

災害発生時において、区長又は専決権者が緊急に処理すべき事案について、迅速な決裁を行うことができない場所にいる場合又はいとまがない場合は、代決権者が臨時に決裁することができます。

2 合議の省略

災害発生時において、緊急に処理すべき事案について決裁を受ける場合の合議について、迅速な決裁を行うことができるよう、合議を省略することができます。

第2章 職員の配置・動員

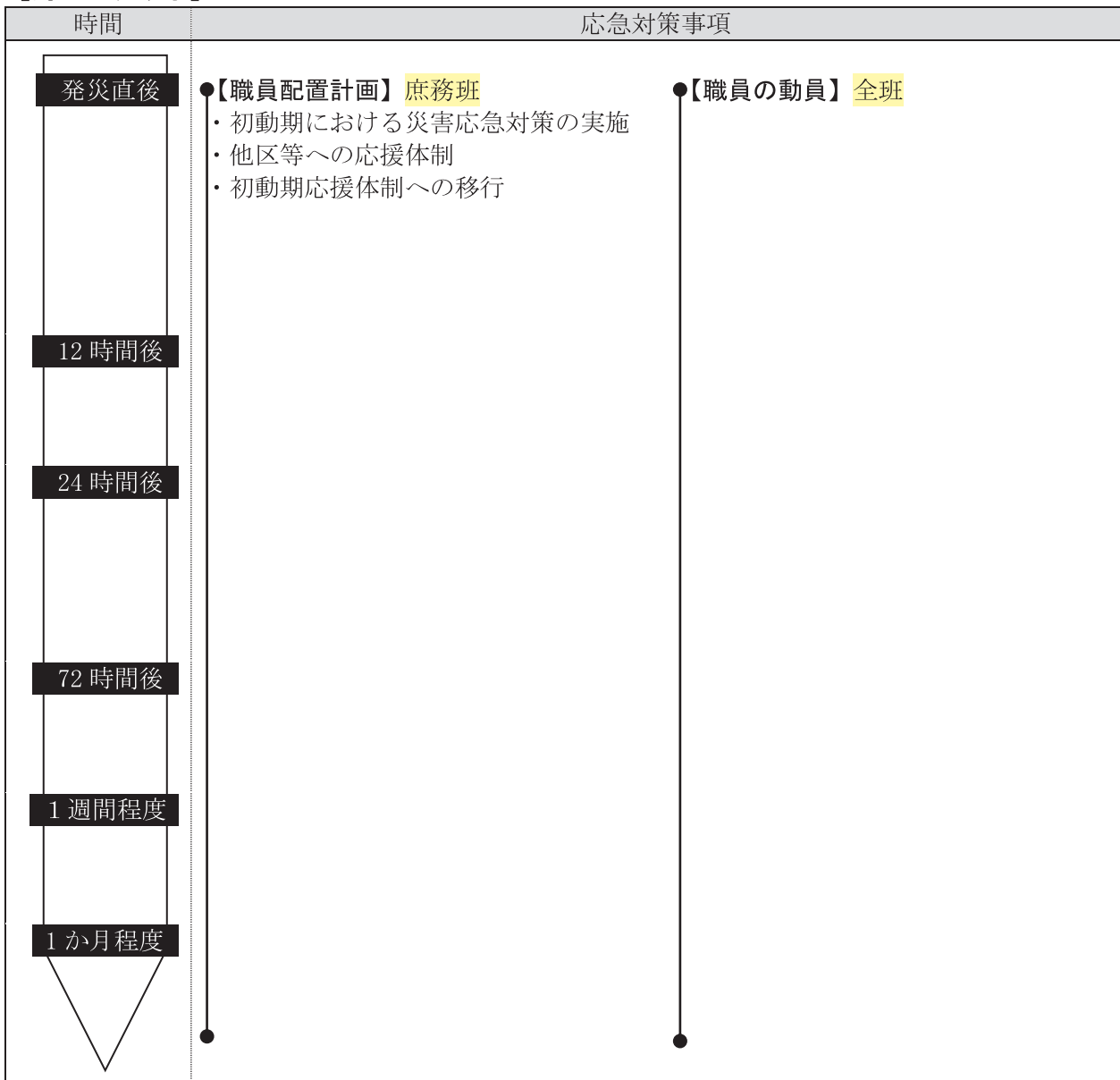
本市職員は、区本部が設置された場合等は、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

【構成】

2-1 職員配置計画

2-2 職員の動員

【対応シナリオ】



2-1 職員配置計画

庶務班、消防地区本部

1 初動期における本部体制の考え方 庶務班

市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として、発災から72時間までは通常業務を停止し、市職員全員で災害応急対策に従事します。災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長を決定します。

2 初動期応援体制 庶務班

地震発生時は、発生時間や被害の発生状況等により、応急対策上の必要な地域のニーズが異なるため、状況に応じて班の枠を超えた応援体制をとります。

応援元	応援先	従事時間 (目安)
諸証明班	拠点班	48時間
物資・輸送班	避難者・駅対応班	12時間
被害調査班	庶務班	48時間
衛生班	医療調整班	48時間
援護班	情報班	3時間
遺体安置所運営班	医療調整班	12時間
ボランティア班	庶務班	24時間
保育・教育施設班	庶務班	24時間

3 他区等への応援体制 庶務班

- (1) 庶務班は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部運営チームに職員の派遣を要請します。
- (2) 区域に被害が少ない場合は、派遣可能な最大限の職員を、市本部チームから指定された区に一定期間派遣します。

4 区本部と消防署の連携 庶務班 消防地区本部

夜間・休日に大規模な災害等により被害が発生した場合、区本部の体制が整うまでの間、消防地区本部は区本部に代わり、情報の収集・集約及び市民への情報提供を行います。

2-2 職員の動員

全班

1 職員の動員

職員は、区災害対策本部が設置される場合は、動員計画に基づき、自発的にバイク・自転車等のできる限り早期に参集できる有効な手段（自家用車を除く。）を用いて、直ちに参集します。

また、職員安否・参集確認システム等を用いて、自身の安否情報及び参集情報について報告します。

2 参集時の留意事項

- (1) 安全確保
自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認します。
- (2) 服装及び携行品
参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力等の適切な措置をとります。
- (3) 被害状況等の報告
参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告します。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告します。

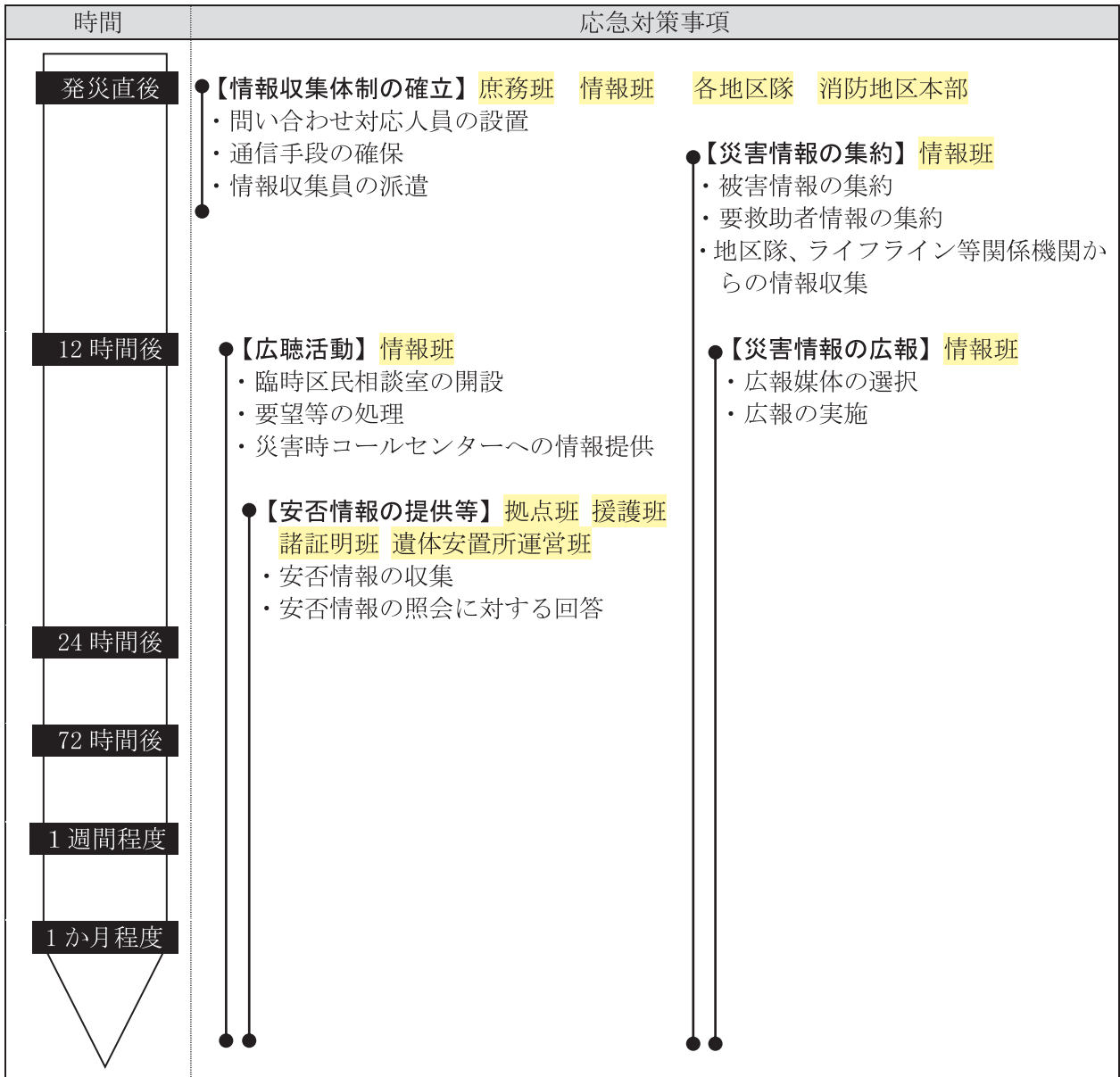
第3章 情報の収集・伝達

区民の不安を取り除き、災害応急対策を促進するため、あらゆる手段を用いた正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施します。また、区本部及び地域防災拠点に臨時区民相談室を開設し、要望・苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

【構成】

- 3-1 情報収集体制の確立
- 3-2 災害情報の集約
- 3-3 災害情報の広報
- 3-4 広聴活動
- 3-5 安否情報の提供等

【対応シナリオ】



3-1 情報収集体制の確立

情報班、庶務班、各地区隊、消防地区本部

1 問い合わせ対応人員の配置 情報班 庶務班

情報班及び庶務班は、速やかに区民からの問い合わせに対応する職員を配置し、収集した情報を記録します。なお、発災直後は、人命及び被害に関する情報の収集を最優先とします。

2 通信手段の確保 情報班

情報班は、次に示す手段を中心に、あらゆる手段を活用して情報受伝達を行います。

通信手段		説明	設置数 [場所]
危機管理システム		区役所・危機管理室・関係局を庁内LANで結び、地震情報の受伝達や被害の集計等を行うシステム	区のLAN接続端末
防災行政用無線	ホットライン	区役所と危機管理室の直通専用電話回線	1台 [総務課]
	デジタル移動無線	市役所・区役所・地域防災拠点（学校）を結ぶ無線網 ※利用可能回線数は全市で44回線	2台 [総務課] 21台 [地域防災拠点]
	防災電話機	市役所・区役所・地域防災拠点（学校）を結ぶ無線網	1台 [総務課]
	防災ファクシミリ	無線回線を使用したデータ通信用装置	1台 [総務課]
	全市移動系無線	プレストーク方式の通話が可能な移動系無線 ※電波到達範囲は市内	1台 [総務課]
	地区移動系無線	プレストーク方式の通話が可能な移動系無線 ※電波到達範囲は区内	22台 [総務課] 10台 [土木事務所]
衛星電話		国内の通信回線が使用できない場合又は輻輳している場合の緊急連絡手段	2台 [総務課] 1台 [福祉保健課] 1台 [土木事務所]
アマチュア無線		「災害時非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、横浜市アマチュア無線非常通信協力会磯子区支部が行う非常通信	5台 [総務課]
デジタル簡易無線		資格不要で扱える無線で、通常のトランシーバーよりも広範囲で通信が可能	基地局：1基 [総務課] 子機：12機 [総務課]
避難所用携帯電話		各地域防災拠点用の災害時優先通信が可能な携帯電話 ※災害時に拠点班が本部から運搬	1台 [本部用] 21台 [地域防災拠点用]

3 情報収集員の派遣 情報班 各地区隊 消防地区本部

地区隊長、各局出先機関班長は、区本部との情報連絡のため、必要に応じて情報収集員を区本部に派遣します。また、情報班は、市本部との情報連絡のため、必要に応じて情報収集員を市本部に派遣します。

1 情報の収集 情報班 庶務班

(1) 収集する情報の内容

区分	情報の内容
人的被害	1 死者、負傷者 2 要救助者、行方不明者 3 被災者の状況 4 避難の状況、避難勧告等の必要性
火災	火災の発生及び延焼の状況
物的損害	1 庁舎等所管施設、設備の損壊状況 2 道路、橋りょうの被害状況及び道路交通の状況 3 建物の倒壊状況 4 がけ崩れ・がけ崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、上下水道、電話等の状況
その他	1 鉄道事業者、ライフライン事業者等の被害状況 2 その他、応急対策上必要な事項

(2) 情報を収集する手段

区分	具体的な方法
電話・無線等の通信機器	<ul style="list-style-type: none"> ・区の所管施設等と電話で連絡を取り、被害状況等の情報を収集します。 ・消防、警察、危機管理室等の関係機関からの連絡により、区内の被害状況や関係機関の活動状況を把握します。 ・事業者や区民からの通報により、区内の被害状況等を把握します。
区内の巡回	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の巡回に際しては、区本部で保有する自動車等の機動力や無線機等の通信手段を最大限有効活用できるよう、庶務班で調整します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信機器を保有していない施設等との情報受伝達には、パソコンや携帯電話によるメールを有効活用します。 ・その他、テレビ・ラジオ等のメディアやSNSを活用して災害情報を収集します。

2 情報の報告 情報班

情報班は、収集した情報を市本部運営チーム統括・情報班に速やかに報告します。

時期	報告内容等
発災直後	人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民からの通報等により収集します。
中間報告	被災状況全般を集約し、報告します。
最終報告	被害の発生がおおむね終息し、さらなる被害拡大のおそれがなくなった時点で、被害の最終報告をします。

3 災害情報の記録 情報班

情報班は、災害情報を緊急度・重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、正確に記録します。

また、事後の振り返りや研修等のため、対応・実施事項等を記録・整理して保存しておくとともに、必要に応じて写真・ビデオ等による撮影を行います。

3-3 災害情報の広報

情報班

1 災害時広報の実施

情報班は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、区民生活の安定化を図るため、地域防災拠点や必要な地域に対して広報車や職員の派遣による災害時広報を実施します。

2 広報の内容

広報の実施にあたっては、日本語による広報に併せて、やさしい日本語及び多言語を活用して、時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じた広報を行います。

主な広報内容

- | | |
|---|--|
| 1 | 地震の概要（発生日時、震源、規模、震度、主な被害状況） |
| 2 | 避難勧告等に関する情報 |
| 3 | 応急対策活動等の状況 |
| 4 | 医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況） |
| 5 | 地域防災拠点の開設状況 |
| 6 | ライフライン等の被害・復旧状況 |
| 7 | 生活支援情報（被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者支援に関する各種制度） |
| 8 | 死傷者・行方不明者の公表（☞【40ページ】第1部第8章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い） |

3 広報の媒体

(1) 紙媒体

災害情報に関する印刷物を地域防災拠点に掲出します。補助的な広報ツールとして、自治会町内会等の掲示板に可能な範囲での掲出を依頼します。

(2) 通信媒体

区ホームページやi F A X、S N S等を活用して広報を行います。また、緊急速報メールにより配信する必要がある場合は、市本部に広報を依頼します。

(3) その他の広報

広報車の利用や職員の派遣による広報のほか、上空からの広報が必要と判断したときは、消防局長に対し、消防局ヘリコプターによる広報を要請します。

3-4 広聴活動

情報班

1 臨時区民相談室の設置

情報班は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時区民相談室を設置し、区民の問い合わせや相談、要望を受け付けます。聴取した内容は、関係する班に連絡し、要望等の処理を依頼します。

2 市本部への情報提供

区本部において聴取した要望等のうち、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民局広聴相談班にF A X等で連絡します。（広聴相談班F A X 045-663-3433）

3 災害時コールセンターへの情報提供

本市は、市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターを設置します。情報班は、問い合わせの対応に必要な情報を災害時コールセンターに定期的に提供します。

4 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者ニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う親族等の相談に応じるため、行方不明者相談所等窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

3-5 安否情報の提供等

拠点班、援護班、諸証明班、遺体安置所運営班

1 安否情報の収集

安否情報の収集は、避難所において被災者から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用します。

2 安否情報の照会の受付

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口への書面提出により受け付けます。

また、受付にあたっては、次の事項を明らかにし、照会者が本人であることを証明する書類を提示することとします。

	照会者の区分
1	照会者の氏名、住所（法人その他の団体の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な情報
2	照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
3	照会をする理由

3 安否情報の回答

安否情報の照会に対する回答については、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、次の表の区分に応じて必要な情報を提供することができます。

	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、当該被災者の安否情報を回答することができます。

4 個人情報の保護への配慮

安否情報は個人情報であることに鑑み、取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知するなど、安否情報の管理を徹底します。また、回答にあたっては必要最小限の情報にとどめます。

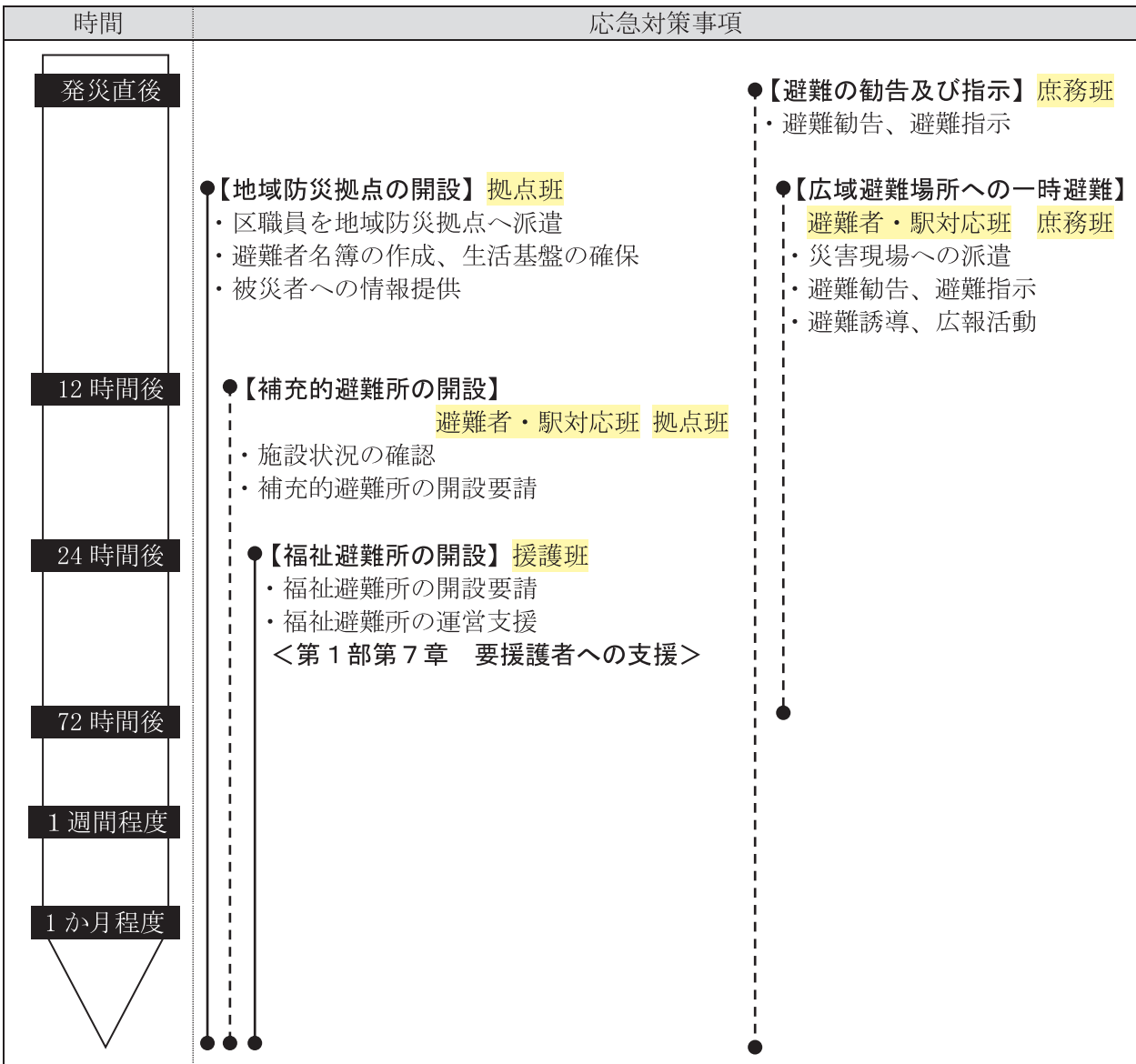
第4章 被災者等の避難対策

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、区民の生命と身体を災害から守るため、安全かつ迅速に避難活動を実施します。

【構成】

- 4-1 避難の勧告及び指示
- 4-2 避難所の種類と対象
- 4-3 地域防災拠点の開設・運営
- 4-4 補充的避難所の開設・運営
- 4-5 福祉避難所の開設・運営
- 4-6 広域避難場所への一時避難

【対応シナリオ】



4-1 避難の勧告及び指示 庶務班

1 避難の勧告及び指示

避難勧告及び避難指示（以下、「避難勧告等」という）は、地震発生後の災害の拡大等により住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に、区長又は市長が行います。避難勧告等を実施した場合は、市本部に対して速やかに報告し、消防署・警察署と共有します。

避難勧告等の伝達・広報の方法	避難者への伝達内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報車、ハンドマイク等の活用 ・ 防災情報Eメール、緊急速報メール（エリアメール） ・ Yahoo!防災速報 ・ 区ホームページ ・ 津波警報伝達システム（津波警報又は大津波警報発表時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難を要する区域 ・ 避難を要する対象区域 ・ 避難所 ・ 避難経路 ・ 避難に際する注意事項

2 警戒区域の設定及び立退き

地震発生後の二次災害等により、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、区本部長又は市本部長は災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、区域への立入り制限や退去を命ずることができます。

4-2 避難所の種類と対象 拠点班、避難者・駅対応班、援護班

1 被災者の避難・受入

(1) 地域防災拠点（指定避難所）

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった住民は、地域防災拠点で受け入れます。原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従います。

(2) 補充的避難所

地域防災拠点の損壊や避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合は、補充的避難所で受け入れます。

(3) 福祉避難所

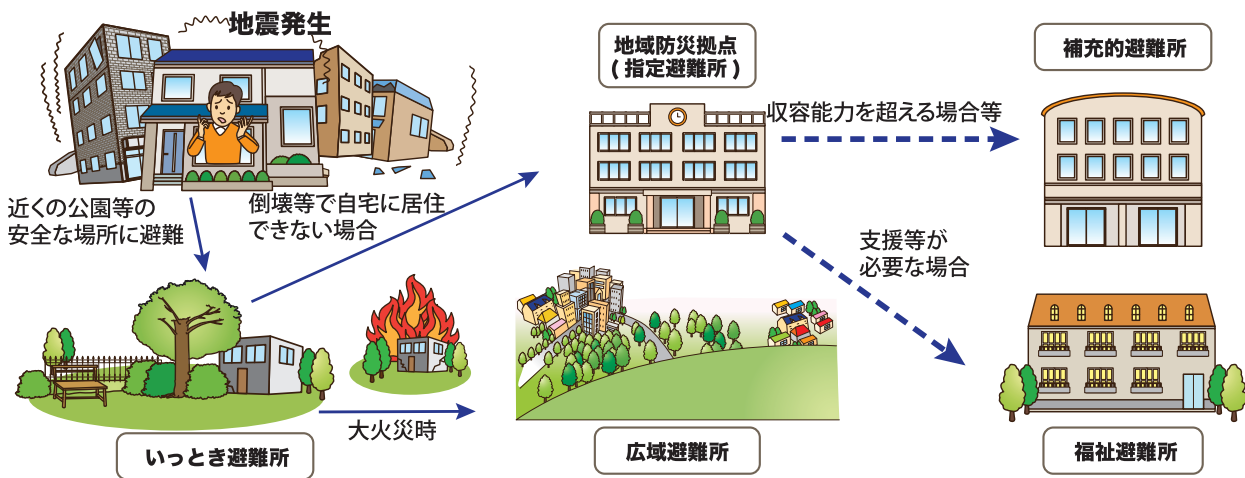
地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者等については、区本部が協定を締結した社会福祉施設等に福祉避難所の開設を要請し、受入れの決定を行います。

(4) 広域避難場所

大火災が発生し、人命に危険を及ぼす可能性がある場合、火災の輻射（ふくしゃ）熱や煙から身を守るため、あらかじめ指定した大規模公園等で一時的に避難者を受け入れます。

(5) いっつき避難場所

自治会・町内会等が事前に選定する任意の避難場所で、広域避難場所や地域防災拠点へ避難する前の中継点として、一時的に避難して災害状況を確認します。



※直接の避難は不可

2 避難・受入期間

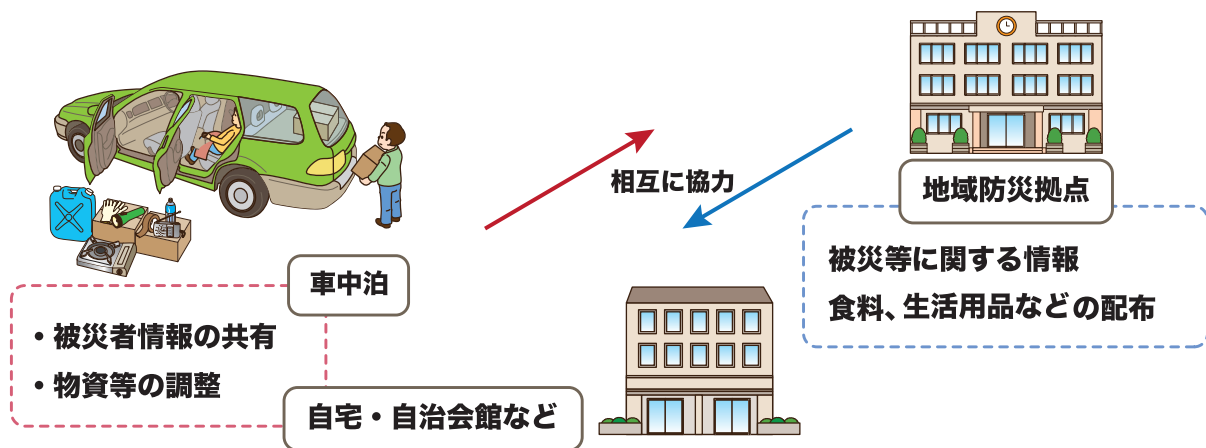
避難・受入期間は、避難者が住宅を修理・新築する等、住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

3 任意の避難所での被災生活

発災時、市民が任意に設置した避難所（車中泊避難を含む）で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資等を地域防災拠点から得ることを基本とし、地域防災拠点運営委員会や自治会町内会等と、避難者情報の共有や物資等の調整を行います。

4 車中泊避難者への対応

車中泊避難は、エコノミークラス症候群による健康面への影響が特に懸念される避難形態であり、出来る限り発生を抑制します。また、発生した場合の早期解消に向け地域防災拠点への避難を促していきます。



4-3 地域防災拠点の開設・運営

拠点班

1 地域防災拠点の開設

市内1か所以上で震度5強以上の地震が発生したときは、区内21か所の全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、地域防災拠点運営委員会、区本部拠点班、学校連絡調整者は速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受け入れに必要な措置を講じます。

2 対象施設

☞【101ページ】資料編1-2 地域防災拠点（指定避難所）一覧

3 教職員との連携

(1) 児童生徒在校時（勤務時間内）

拠点班は、「避難支援班」に指定されている教職員と、児童生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で、学校が避難所として円滑に機能するよう運営を行います。

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

ア 拠点班は、学校に参集した連絡調整者（各学校3名）と共に、学校長・副校長が到着するまでの間、区本部への状況報告など地震発生直後の初動対応を行います。

イ 拠点班は、拠点開設・運営に従事する連絡調整者の体制が整い次第、連絡調整者等と連携をとって地域防災拠点の運営支援を行います。

4 地域防災拠点の管理・運営

(1) 地域防災拠点の運営

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難してきた者全員が協力します。

(2) 地域防災拠点運営委員会の役割

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び管理運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理など
学校	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営支援など
区本部	地域防災拠点の開設・運営支援、避難所の安全の確保、避難者名簿の管理、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など

(3) 避難生活の維持、管理

地域防災拠点運営委員会は「地域防災拠点運営マニュアル」や「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」を参考に、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対して配慮しながら安全かつ秩序ある避難所運営の維持に努めます。

4-4 補足的避難所の開設・運営

避難者・駅対応班

1 補足的避難所の開設

避難者・駅対応班は、多数の避難者で避難者のスペースが不足した場合や、避難所が機能しない場合等において、拠点班からの要請に基づき、区内の公共的施設等を補足的な避難所として開設します。

2 対象施設

☞【104ページ】資料編1-5 補足的避難所一覧

3 補足的避難所の運営

避難所の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難してきた者全員が参加することとします。その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

4-5 福祉避難所の開設・運営

援護班

1 福祉避難所の開設

援護班は、地域防災拠点の避難者の状況により、福祉避難所の開設が必要と判断した場合、施設管理者に開設を要請します。なお、避難者の受入判断は、地域防災拠点での医療調整班保健活動グループによる巡回健康調査（トリアージ）結果に基づき、援護班が決定します。

☞【36ページ】第1部第7章 要援護者への支援

2 対象施設

☞【105ページ】資料編1-6 福祉避難所一覧

3 福祉避難所の運営

開設及び運営は、施設職員が行います。なお、運営にあたって人的スタッフ等が必要な場合、援護班はボランティア等の受入窓口（市本部医療調整チーム）に協力を要請します。

4-6 広域避難場所への一時避難

庶務班、避難者・駅対応班

1 避難勧告・指示の判断基準 庶務班

庶務班は、区内で火災が随所に発生して延焼拡大のおそれがある場合や、延焼拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きい場合、該当とする地域に広域避難場所への避難勧告又は避難指示を発令します。

☞【106ページ】資料編1-7 広域避難場所一覧

2 職員の派遣 避難者・駅対応班 庶務班

避難者・駅対応班は、庶務班からの要請に基づき、班員を災害現場に派遣し、火災状況や広域避難場所の避難者数等の情報を収集します。

3 災害現場での避難誘導・広報活動 避難者・駅対応班

災害現場では、消防隊や消防団、地域防災拠点運営委員会、町の防災組織等と連携し、地域住民に対して避難先や災害状況等の広報を行い、避難先へ誘導します。

また、避難先の避難者に対しては、区本部及び消防隊から伝達された情報を随時広報します。

4 大火災の鎮火 避難者・駅対応班

区本部及び消防隊からの大火災鎮火に関する連絡を踏まえ、避難先の避難者に対して広報を行います。なお、火災及び地震等により、住家に居住することができない住民に対しては、地域防災拠点へ避難するよう広報します。

第5章 帰宅困難者への支援

多くの帰宅困難者が発生した場合、滞留者の安全確保と災害関連情報を提供するため、事前に指定した帰宅困難者一時滞在施設を開設します。また、徒歩での帰宅者等に対して支援を行います。

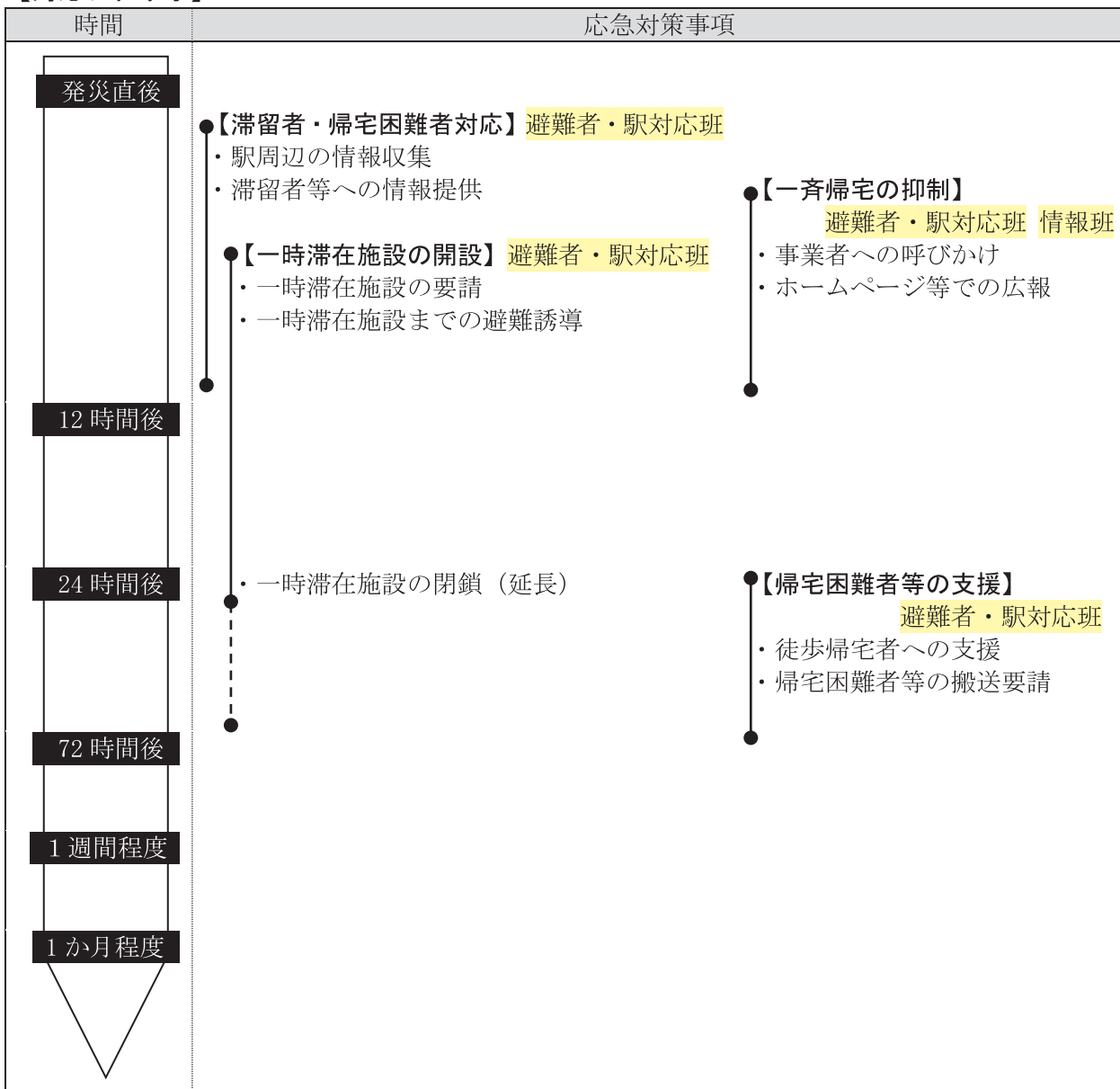
【構成】

5-1 一時滞在施設の開設

5-2 滞留者・帰宅困難者対応

5-3 帰宅困難者等の支援

【対応シナリオ】

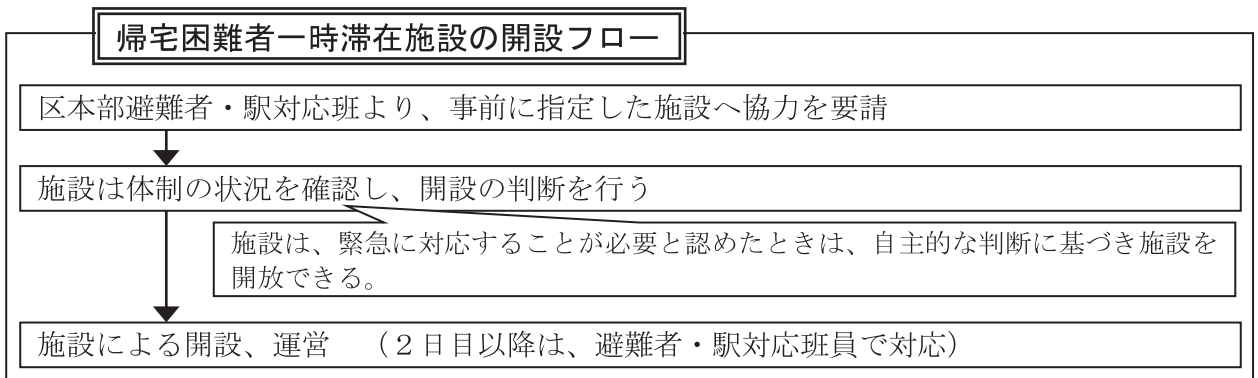


5-1 一時滞在施設の開設

避難者・駅対応班

1 一時滞在施設の開設・運営

区本部は、多くの帰宅困難者が発生した場合、避難者・駅対応班は滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するため、事前に指定した施設等に対して帰宅困難者一時滞在施設の開設を要請します。なお、施設側は区本部と連絡が不能の場合、施設の判断により開設を開始します。



☞【107ページ】資料編1-8 帰宅困難者一時滞在施設一覧

☞【115ページ】資料編2-1 災害時等における帰宅困難者の施設利用の協力に関する協定

2 開設状況の共有

施設管理者と区本部は、電話やFAX、帰宅困難者一時滞在施設検索システム等を利用して、開設状況や運営状況を共有します。

3 滞在中等への情報提供

区本部は一時滞在施設に対し、鉄道の運休・復旧状況や代替輸送の実施状況等について広報します。一時滞在施設の管理者は、区本部からの情報提供やテレビ・インターネット等を活用して帰宅開始に係る情報を収集し、帰宅困難者に提供します。

4 一時滞在施設の開設の延長

一時滞在施設の開設は災害発生時の翌朝までを原則としますが、鉄道機関の運休が長期化した場合等、必要に応じて一部の一時滞在施設の開設を延長します。

施設数の目安は、2日目は区内で1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とします。

5-2 滞留者・帰宅困難者対応

避難者・駅対応班、情報班

1 駅周辺の情報収集 避難者・駅対応班

避難者・駅対応班は、主要駅等における混乱を防止するため、職員を派遣し、滞留者や帰宅困難者の状況等を把握します。また、鉄道事業者、各事業所等との連携・情報収集及び応急対応を実施できる態勢を取ります。

磯子区内の主要駅		
東日本旅客鉄道	根岸線	磯子駅、根岸駅、新杉田駅、洋光台駅
京浜急行電鉄	本線	杉田駅、屏風浦駅

2 滞留者等への情報提供 避難者・駅対応班

主要駅等の滞留者等に対して、関係機関と連携して、災害情報の広報や一時滞在施設への案内又は誘導を実施します。

3 関係機関の対応 避難者・駅対応班

(1) 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は磯子区との協定に基づき、区本部と連携して、負傷者への応急救護等、軌道敷内及び駅構内の鉄道利用者への対応を行います。

☞【117ページ】資料編2-2 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社と磯子区の災害等の対応に関する協定

☞【118ページ】資料編2-3 京浜急行電鉄株式会社屏風浦駅及び杉田駅と磯子区の災害等の対応に関する協定

(2) 駅周辺事業者の対応

集客施設等の駅周辺事業者は、利用者の安全確保を図るため、場内有線放送や非常放送等を使用し、利用者等への冷静沈着な呼びかけ、災害情報を広報します。

(3) 事業所・学校等の対応

帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童・生徒等の保護に努めます。また、可能な限り外部の帰宅困難者の受入れに努めます。

4 一斉帰宅の抑制 避難者・駅対応班 情報班

避難者・駅対応班は、磯子事業会等を通じて、事業者等に対して一斉帰宅の抑制を呼びかけます。また、鉄道機関の運休状況や復旧見込み等の広報を情報班に依頼し、ホームページやツイッター等で情報発信することにより、主要駅周辺等での混乱を抑制します。

5-3 帰宅困難者等の支援

避難者・駅対応班

1 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点として協定を締結している災害時徒歩帰宅者支援ステーション（コンビニエンスストア・ファミリーレストランやガソリンスタンド等）の施設管理者は、徒歩帰宅者に対して、水道水、トイレ、災害関連情報の提供を行います。



災害時帰宅支援ステーション及び災害時徒歩帰宅者支援ステーションのステッカー

2 帰宅困難者等の移送

発災翌日からの移動については徒歩を原則とするが、長距離の徒歩帰宅が困難な要援護者等に対しては、市本部帰宅困難者対策チームに代替交通機関の確保を依頼します。

なお、代替交通手段として、本市との協定に基づくタクシーでの搬送や、交通局によるバスを活用した搬送等があります。

第6章 災害医療と保健衛生

災害発生時の災害医療体制を整備し、区民の生命、身体の安全確保を図るとともに、保健活動の早期開始により、健康被害の最小化に努めます。また、衛生環境の悪化等による各種感染症や食中毒の発生、拡大の未然防止を図るため、防疫・保健衛生等の災害応急対策にあたります。

【構成】

6-1 災害医療における活動体制

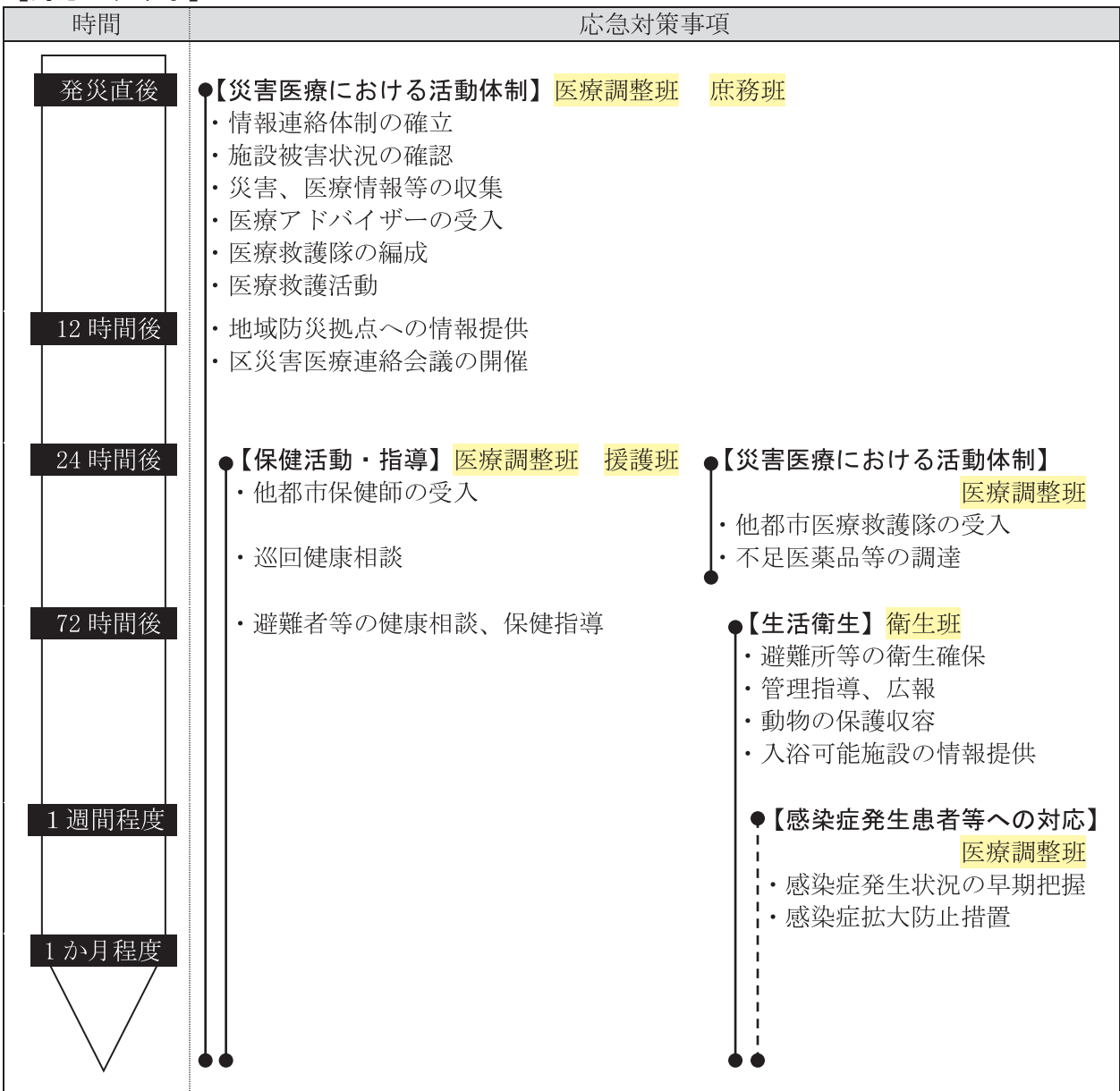
6-2 医薬品等の調達

6-3 こころのケア対策

6-4 生活衛生

6-5 感染症発生患者等への対応

【対応シナリオ】



6-1 災害医療における活動体制

医療調整班、援護班、庶務班

1 情報体制の確立 **医療調整班**

医療調整班は、速やかに FAX、広域災害救急医療情報システム (EMIS)、衛生電話等の情報体制を整備し、区内医療施設の被害状況等の情報収集を行います。

また、アマチュア無線非常通信協力会磯子区支部の協力により、各会員から区内診療所の開設状況を随時受信することで、連絡が不能な医療機関の被害状況等を把握します。

2 活動体制 **医療調整班** **庶務班**

(1) 医療調整、保健活動に関する権限の付与

医療調整班は、庶務班を介することなく、市本部医療調整チームに医療調整活動及び保健活動について相談・要望をすることができます。その後、速やかにそれらの事項を庶務班に報告します。

(2) 災害医療アドバイザーの助言

医療調整班の災害医療アドバイザーは、医学的見地からの助言や医師との調整等に従事します。

(3) 災害医療連絡会議の開催

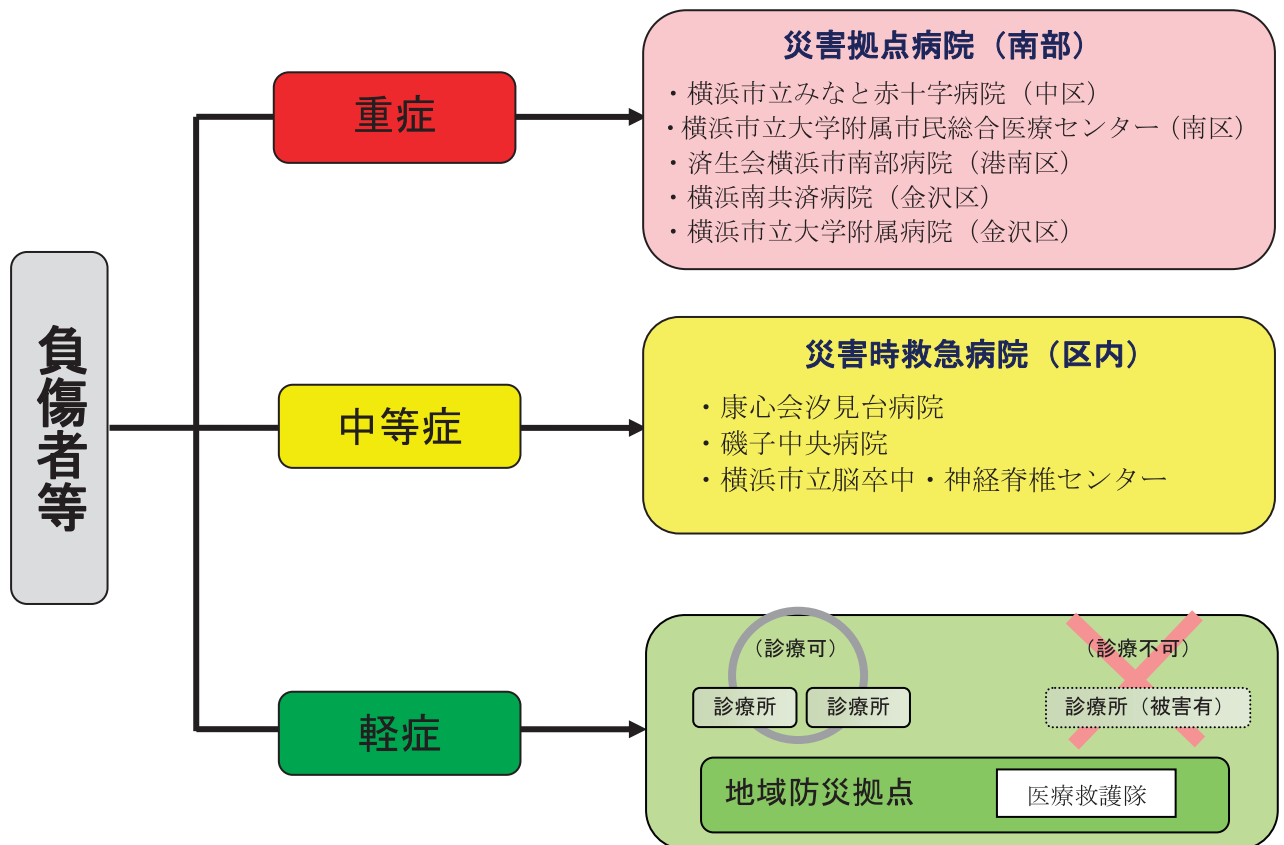
医療調整班は、医療関係団体や災害拠点病院等の参画を得た「磯子区災害医療連絡会議」を定期的に開催し、医療機関の被災状況や避難所状況等を相互に共有します。

☞【114ページ】資料編 1-14 磯子区災害医療連絡会会員一覧

3 医療提供体制 **医療調整班**

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に災害拠点病院が重症者に優先的に対応できるように、被災を免れた医療機関は速やかに受け入れ体制を整えます。

重症者以外の負傷者については、程度に応じて、災害拠点病院以外の病院（災害時救急病院等）、診療所、医療救護隊や市民による自民・共助等により分担して応急医療を実施します。



4 医療救護隊、保健活動グループの編成 医療調整班 援護班

(1) 医療救護隊の参集基準

区内で震度6弱以上の地震が観測された場合、その他必要があると認める場合は、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て速やかに医療救護隊を編成します。

(2) 医療救護隊の編成

医療救護隊は次の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、状況に応じて臨機応変に職種や人数を調整します。

医師	看護師及び准看護師	薬剤師	業務調整員（区職員）
1～2人	1～2人	1人	1人

(3) 医療救護隊の活動

医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療と、担当地域内を巡回診療する方式を組み合わせ、地域防災拠点等の避難所で主に軽症者に対する応急医療を行います。

(4) 保健活動グループの活動

地域防災拠点の巡回等により保健活動を実施するなかで、要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行います。在宅要援護者についても、援護班と連携して支援を行います。

5 搬送体制等の確保 医療調整班

(1) 搬送体制の確保

負傷者の搬送については、区本部や交通局の車両、医療機関の車両、区民及び地域防災拠点等の共助を得た搬送等を行います。

なお、市内で震度6強以上を観測した場合は、発災から当面の間、火災対応優先のため救急車の運用は停止します。

(2) 搬送先の確保

医療救護隊で区内の医療機関が収容能力を超えるなど、負傷者等の搬送先が確保できない場合、医療調整班は市本部医療調整チームに搬送先の確保を依頼します。

6 医療救護隊による診療の終了 医療調整班

地域防災拠点等の避難者数及び医療救護隊の診療人数、医療機関の復旧状況等を把握し、医療調整班と市本部医療調整チームで協議の上、医療救護隊による診療終了時期を判断します。

6-2 医薬品等の調達

医療調整班

1 医薬品等の供給調整

医療救護隊が使用する医薬品等は、休日急患診療所及び区役所に備蓄した医薬品等を使用します。医薬品の不足が予想される場合、医療調整班は区薬剤師会の協力を得て、不足する品目の名称・数量及び搬入先を市本部医療調整チームに報告します。

2 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

医療調整班は、区内の医療機関の被災状況及び診療可能状況を把握したうえで、診療可能な科目及び医療機関名等をリスト化します。

リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等の継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅医療中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市本部医療調整チームに報告します。

3 歯科医療体制

(1) 情報収集

市内で震度6弱以上の地震が観測された場合、横浜市歯科医師会内に設置される歯科医療対策本部及び情報収集班との連携を図り、区内の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。

(2) 歯科診療

歯科医療対策本部は、市本部医療調整チームの要請により、横浜市歯科保健医療センターで歯科診療・口腔ケア等を行うほか、必要な区に巡回歯科診療班を編成して派遣します。

6-3 こころのケア対策

医療調整班

1 早期介入の重要性

震災により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠・不安等の様々な心理的不安を起こします。被災者の安心のために、メンタルヘルスに関する正しい情報や、精神保健医療福祉への受診・相談方法等の情報提供について早期から取り組む必要があります。

2 こころのケアの実施

(1) 精神保健医療相談窓口の設置

医療調整班は、区役所等に「精神保健医療相談窓口」を設置します。また、職員のこころのケアについても十分に留意します。

(2) こころのケアチームによる活動

医療調整班は、区災害医療連絡会議等を通じて、地域におけるこころのケアに関する情報を収集し、こころのケアチームによる診療情報等について総合調整等を行う。

6-4 生活衛生

衛生班、医療調整班

1 生活衛生広報 衛生班

衛生班は、被災地及び避難所等において生活衛生に関する事項について広報を行います。

項目	広報内容
生活衛生広報	1 食品の衛生管理（食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等） 2 飲料水の衛生管理 3 手洗いの励行、手指の消毒 4 トイレ等の衛生管理 5 飼育動物の適正飼養 6 その他衛生情報（入浴施設情報等）

2 飲料水及び食品の衛生確保 衛生班

衛生班は、被災地及び避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状に合わせた衛生管理指導を実施します。

項目	広報内容
飲料水及び食品の衛生管理指導	1 災害応急用井戸の生活指導（飲用はしないこと） 2 受水槽水の衛生指導 3 食品の衛生監視



「災害用井戸協力の家」（区内 63 か所）

3 感染症の予防 衛生班 医療調整班

衛生班は、医療調整班及び健康福祉局健康安全班と情報の交換を密に行いながら、感染症の予防活動を行います。

項目	広報内容
感染症の予防及び消毒	1 ねずみ族、昆虫等の発生状況の調査・駆除指導等 2 トイレ等の衛生指導 3 感染症予防のための消毒指導及び必要に応じた消毒作業 4 防疫用資機材の調達

4 動物の保護収容 衛生班

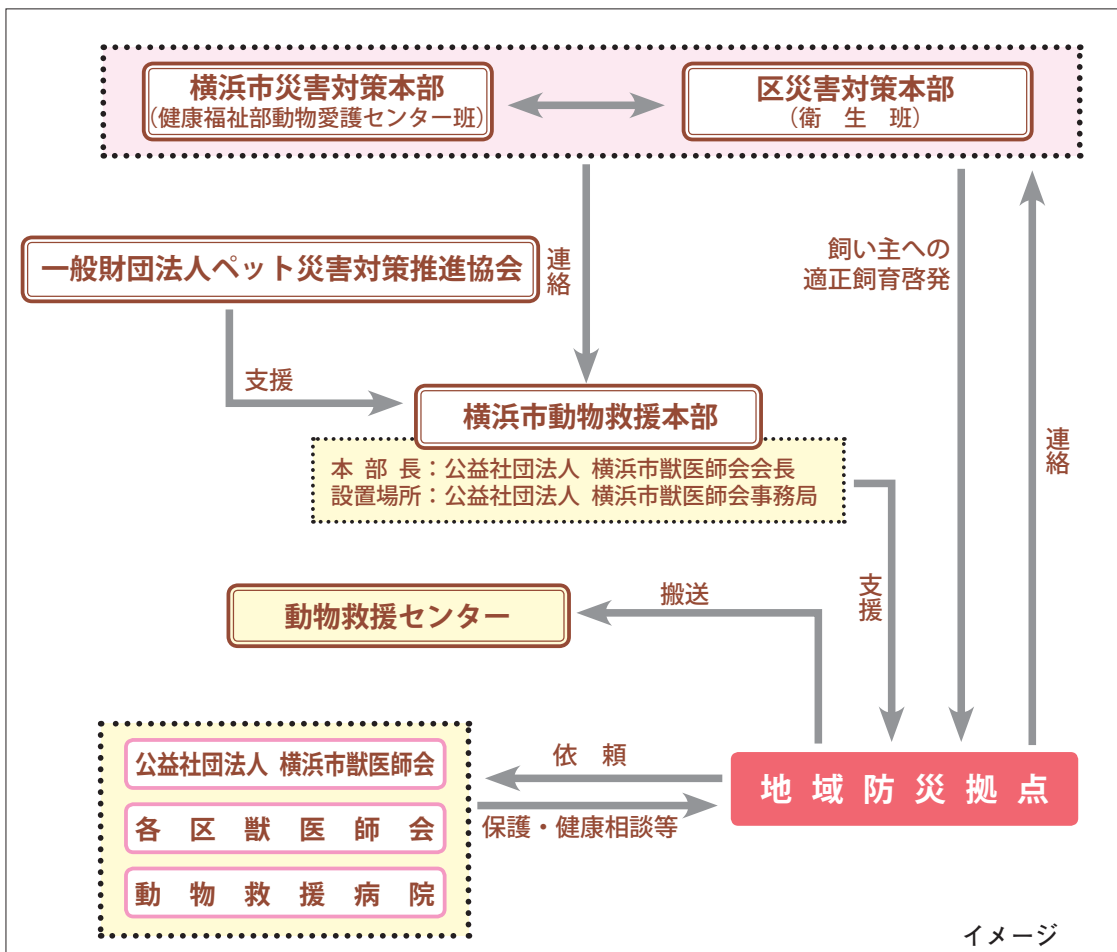
(1) 役割

衛生班は、健康福祉局動物愛護センター班及び横浜市動物救援連絡会との連携により、動物の保護収容等を行います。

項目	広報内容
動物の保護収容	1 飼い主不明動物の保護収容 2 負傷動物の保護、治療、一時保管 3 継続飼育が困難な動物の一時保管 4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡 5 その他、動物に係る相談、助言等

(2) ペットの同行避難

衛生班は、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づく飼育動物の適正飼養について助言します。



5 入浴可能施設の情報提供 衛生班

衛生班は、区内の公衆浴場の被災状況を確認し、利用可能施設を地域防災拠点等に情報提供します。また、必要に応じて浴場施設の衛生状態に係る調査・監視指導・検査を行います。

施設名称	住所
鯉の湯	滝頭 3-4-9
ねぎしの湯 大盛館	上町 5-1-3
金晴湯	岡村 1-7-2 7
第二江陽館	中浜町 4-1-6
杉田湯	中原 4-2-6-1 3
天神湯	岡村 3-1-6-4

☞【119ページ】資料編 2-4 災害時における被災者等への入浴機会に関する協定書

6-5 感染症発生患者等への対応

医療調整班

1 感染症発生状況の早期把握

医療調整班は、避難所における感染症患者又は無症状病原体保持者の早期発見に努めます。

2 患者の移送

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保持者が発生した場合、医療調整班は健康福祉局健康安全班及び横浜市保健所長と協同して、患者移送車により横浜市立市民病院に移送します。

3 感染拡大防止措置

患者への接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見や、感染症発生時の消毒等、感染拡大防止の措置を行います。

4 予防接種

インフルエンザ等の感染症が蔓延するおそれのある場合は、健康福祉局健康安全班が県と協議の上、予防接種法に基づいた臨時の予防接種を実施します。

また、医療調整班は、健康福祉局健康安全班及び横浜市保健所長と協同して、避難所における乳幼児の定期予防接種の実施に努めます。

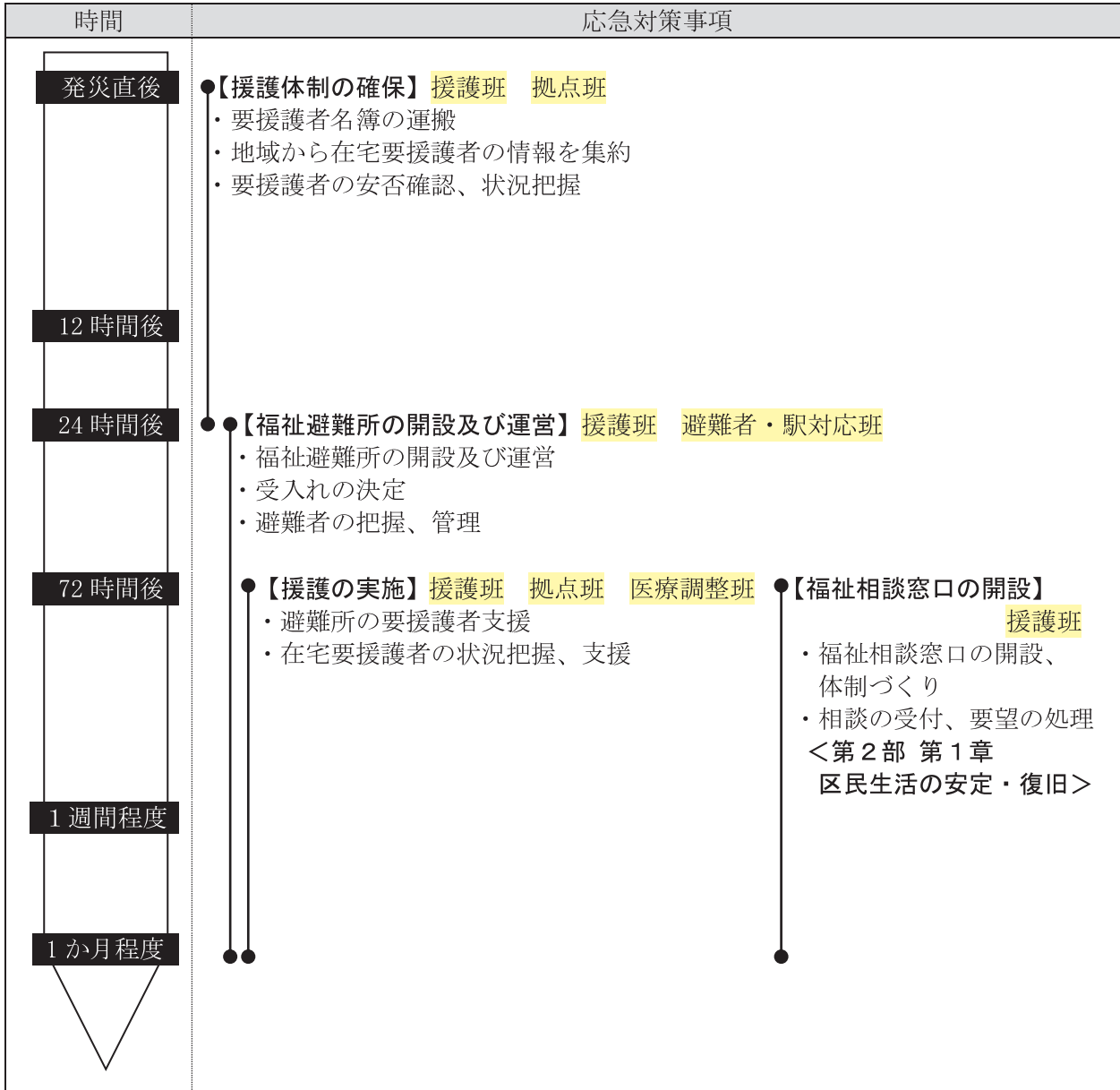
第7章 要援護者への支援

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

【構成】

- 7-1 援護体制の確保
- 7-2 福祉避難所の開設及び運営
- 7-3 援護の実施
- 7-4 福祉相談窓口の開設

【対応シナリオ】



7-1 援護体制の確保

援護班、拠点班

1 援護体制の確保 拠点班

- (1) 要援護者名簿の運搬
災害発生後、速やかに要援護者名簿を各拠点に運搬します。
- (2) 地域情報の収集
拠点班は、運営委員会及び地域の「声かけ・見守り」のネットワーク等と連携することにより、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。

2 情報集約 援護班

要援護者名簿を活用し、区本部拠点班、地域防災拠点運営委員会、地域の自主防災組織と連携しながら、要援護者の安否確認及び状況把握を行います。

また、FAX及び福祉避難所用携帯電話を活用し、協定を締結している社会福祉施設等から、施設被害状況等の情報を収集します。

7-2 福祉避難所の開設及び運営

援護班、避難者・駅対応班、医療調整班

1 福祉避難所の開設及び運営 援護班

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。援護班は必要に応じて、施設管理者に福祉避難所の開設を要請します。

☞【120ページ】資料2-5 災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定

2 受入れの決定 援護班 避難者・駅対応班 医療調整班

福祉避難所での受入れの決定は、地域防災拠点での医療調整班保健活動グループによる巡回健康調査（トリアージ）結果に基づき、援護の必要性の高い者を優先します。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じ、次の事項に留意して受入施設を決定します。

- ア 各施設が保有する専門分野のノウハウに応じて、要援護者を入所させることを原則とします。
- イ 入所型の社会福祉施設等は、重度の要援護者を対象とし、緊急入所によるものとします。
- ウ 通所型の社会福祉施設等は、福祉避難所としての受入を行います。
- エ 区内の施設だけでは、受入れが困難な場合等は、健康福祉局（地域福祉保健班）に要請します。
- オ 社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉避難所として開設します。市民利用施設の開設は、施設職員及び避難者・駅対応班、援護班等が連携して行います。なお、運営は家族及びボランティア等による自主運営を基本とし、援護班が支援を行います。

区分	種別	開設及び運営	受入方法
通所型	ケアプラザ、老人福祉センター、生活介護事業所等	開設及び運営は、施設職員が行います。 運営にあたって人的スタッフ等が必要な場合、援護班はボランティア等の受入窓口で協力を要請します。	医療調整班保健活動グループによる巡回健康調査（トリアージ）結果に基づき、援護班が受入れを決定します。
入所型	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等		ケアマネージャー等による緊急入所を原則とします。

3 要援護者の福祉避難所

☞【105ページ】資料1-6 福祉避難所一覧

7-3 援護の実施

援護班、拠点班、医療調整班

1 避難所の要援護者支援 **援護班** **拠点班** **医療調整班**

- (1) 要援護者の特性に応じた配慮・支援の実施
 援護班は、地域防災拠点において、拠点班や医療調整班保健活動グループと連携して要援護者の状況を把握し、要援護者の特性に応じた配慮・支援や福祉ニーズに関する情報提供を行います。
- (2) 要援護者用スペースの確保
 男女別要援護者用スペース及び介護者や介護用資機材のためのスペース確保に努めます。
- (3) 妊産婦・母子の健康維持等
 妊娠中の女性が休息できるスペースの確保や子育て中の父母や乳幼児・児童への支援を行います。

2 在宅の要援護者等への援護 **援護班** **医療調整班**

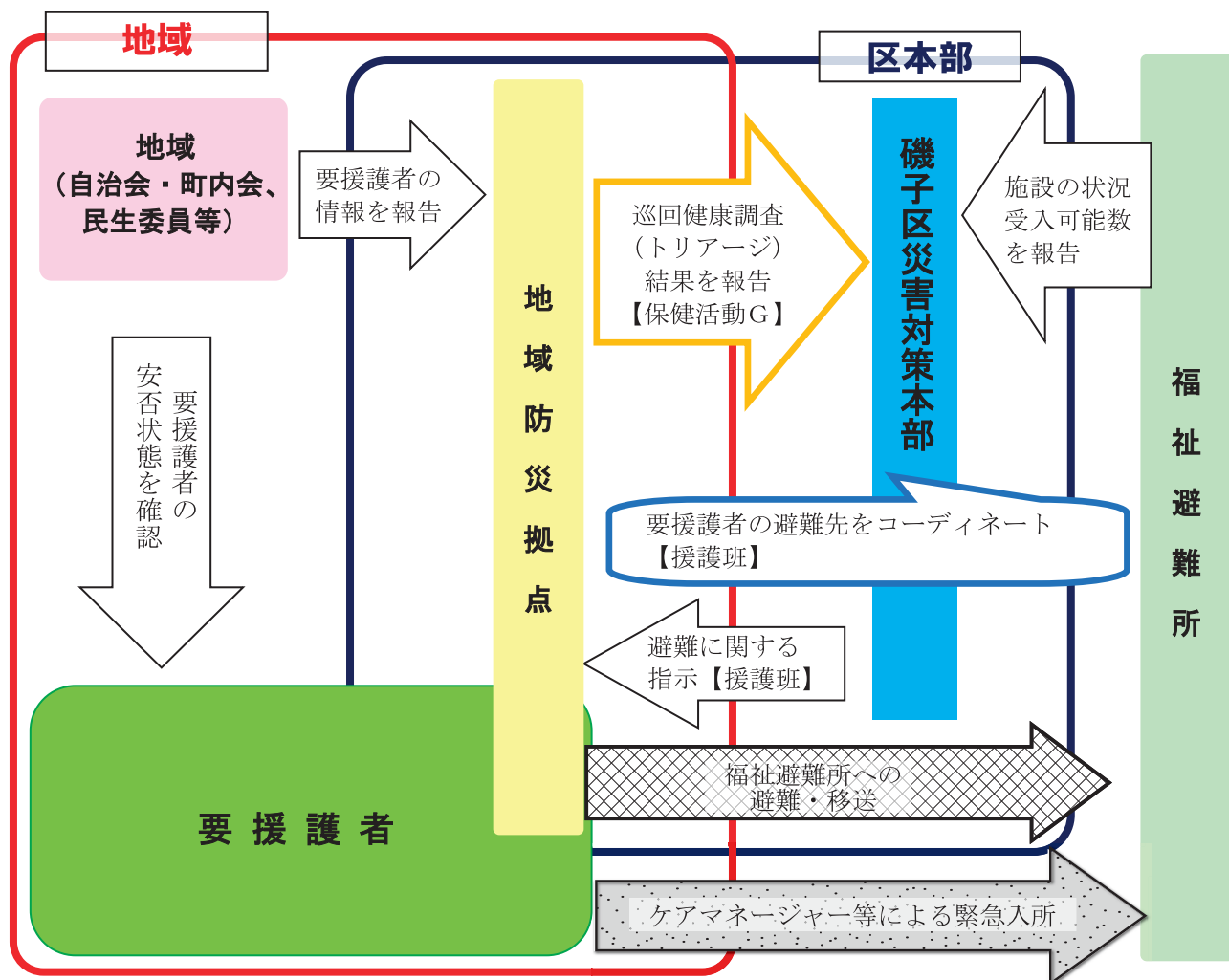
- (1) 在宅の要援護者の状況把握
 援護班は、地域や民間福祉事業者からの協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認、状況把握を行います。
- (2) 在宅の要援護者の支援活動
 区本部医療調整班保健活動グループは、要援護者の健康状態等を把握し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供します。

7-4 福祉相談窓口の開設

援護班

☞【68ページ】第2部第1章 区民生活の安定・復旧

参考資料：発災時の情報収集フロー



第8章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

捜索が必要とされる者の届出窓口を区本部に設置します。また、多数の遺体の発生が想定される場合は、遺体安置所の設置及び運営を行います。

【構成】

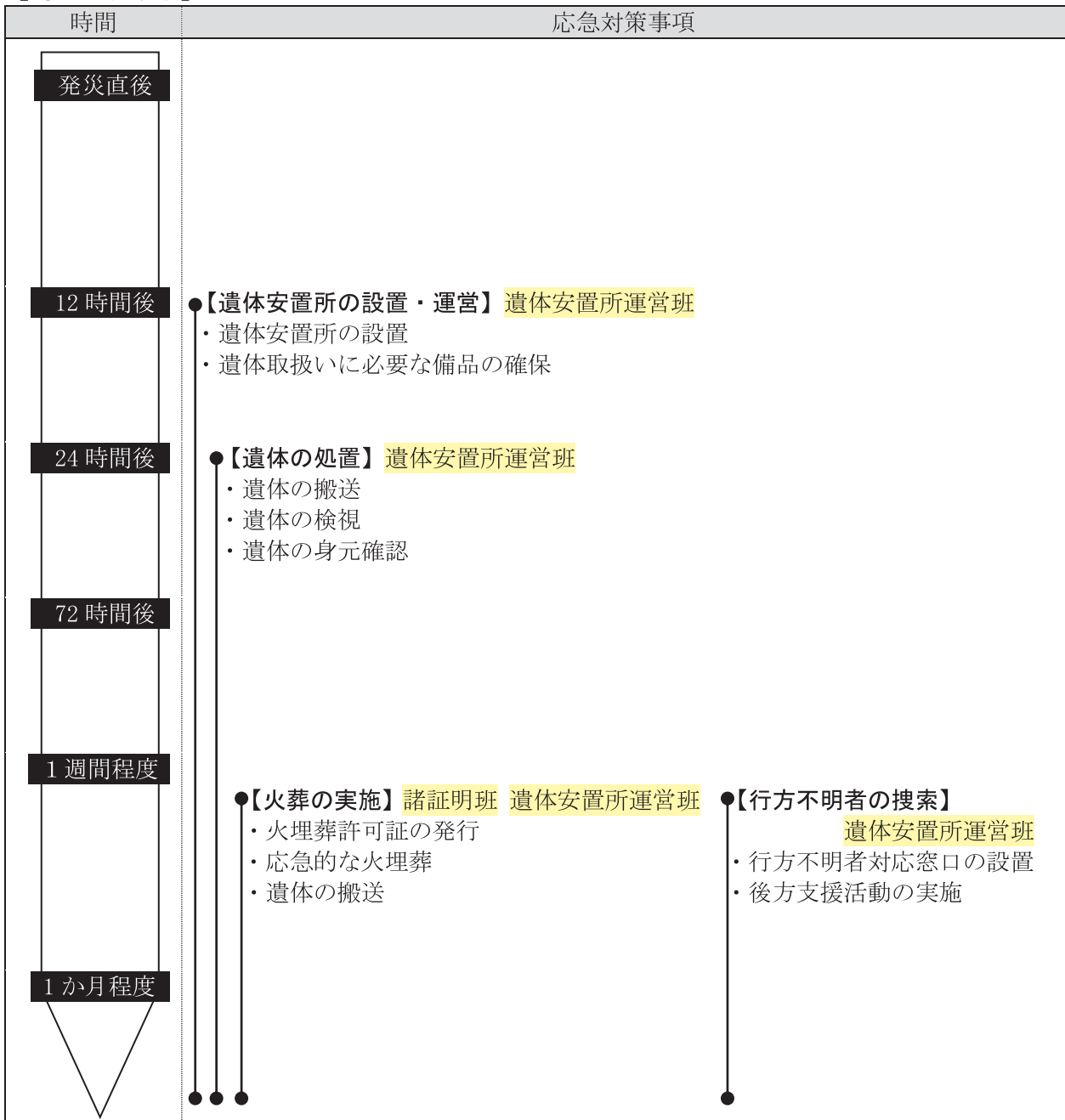
8-1 行方不明者の捜索

8-2 遺体安置所の設置・運営

8-3 遺体の処置

8-4 火葬の実施

【対応シナリオ】



8-1 行方不明者の捜索

遺体安置所運営班

1 行方不明者の把握

(1) 届出の受理

遺体安置所運営班は、捜索が必要とされる者の届出窓口を区本部等に開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣等を聴取して記録します。

(2) 行方不明者の調査と確定

遺体安置所運営班は、死亡者名簿及び避難者名簿の確認や、地域防災拠点からの情報を集約し、届出のない所在不明者の安否確認を行います。また、市本部運営チーム及び警察と相互に情報を共有しながら、行方不明者数を確定します。

2 後方支援活動

(1) 遺体安置所運営班は、行方不明者の捜索活動のため、防災関係機関及び町の防災組織等の協力を得て、広報等の後方支援活動を行います。

(2) 遺体安置所運営班は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動等に関する情報を直ちに市本部運営チームに報告します。

8-2 遺体安置所の設置・運営

遺体安置所運営班

1 遺体安置所の開設

多数の遺体が生じることが想定される場合、遺体安置所運営班は市本部遺体取扱チームと協議し、遺体安置所を早期に開設します。開設にあたっては、区本部及び市本部を通じて、関係各機関（市医師会、市歯科医師会、県警察本部、県葬祭業協同組合、県霊柩自動車会等）に協力を依頼します。

2 施設の指定

項目	機能	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管、遺族への引き渡し等	磯子スポーツセンター (磯子区杉田5-32-25)

3 遺体安置所の運営

遺体安置所の運営は区本部が行います。また、遺体安置所を開設していない場合は、他区で開設した遺体安置所に対して、職員の応援派遣等の支援を行います。

4 遺体安置所に関する情報の一元化

市本部遺体取扱チームは、各遺体安置所からの情報を一元的に管理し、市民等に対して情報を提供します。

8-3 遺体の処置

遺体安置所運営班

1 遺体の発見と通報

区職員は、災害現場で遺体を発見した場合や遺体発見の連絡を受けた場合、発見した場所、状況、発見者等を確実に記録し、直ちに磯子警察署又は直近の警察官に通報します。

2 遺体の搬送

市本部遺体取扱チームは関係機関と協力し、捜索により収容された遺体を、区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

3 遺体の処置と引き渡し

遺体安置所運営班は、検視・検案後に、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

また、警察及び自治会町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、遺族又は関係者に引き渡します。

4 死亡者数の確定と広報

検視・検案を終えた遺体は死亡者数として計上し、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有して確定します。死亡者数、死者の氏名、身元不明遺体件数等の広報にあたっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行います。

8-4 火葬の実施

諸証明班、遺体安置所運営班

1 死亡届の受理・火埋葬許可証の発行 諸証明班

諸証明班は、発災後、区本部及び遺体安置所で、死亡届の受理や火埋葬許可証の発行を行います。なお、実施場所や必要書類については、情報班及び拠点班と連携し、地域防災拠点やチラシ、ホームページ等で区民に広報します。

2 遺体の搬送 遺体安置所運営班

遺体安置所運営班は、遺体安置所から斎場等へ遺体を搬送する場合は、本市との協定に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に、霊柩自動車による搬送を要請します。

☞ [【122ページ】資料2-6 災害時の遺体搬送に関する協定](#)

区分	名称	所在地
市営	久保山斎場	西区元久保町3番1号
	南部斎場	金沢区みず木町1番地
	北部斎場	緑区長津田町5125番地1
	戸塚斎場	戸塚区烏が丘10番地の5
民営	西寺尾火葬場	神奈川区松見町2丁目418番地

3 応急的な火・埋葬 遺体安置所運営班

遺体安置所運営班は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

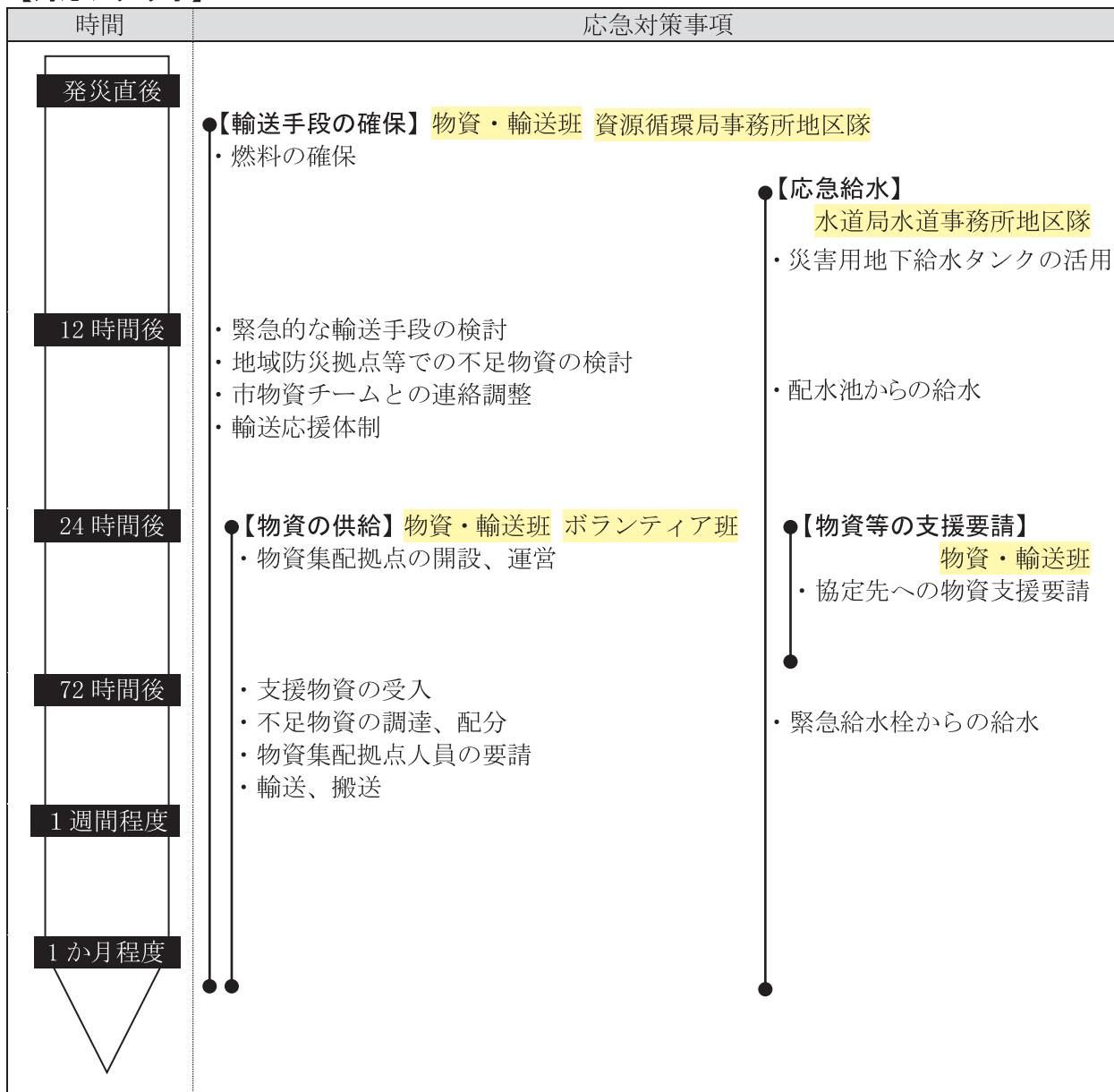
第9章 物資等の供給

震災により食料や生活必需品を失った被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。また、水道施設が被災し管路による給水が困難なときは、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。

【構成】

- 9-1 物資の供給と調達
- 9-2 輸送手段の確保
- 9-3 物資等の支援要請
- 9-4 応急給水

【対応シナリオ】



9-1 物資の供給と調達

物資・輸送班、ボランティア班

1 物資供給の基本方針

発災直後からおおむね3日間	発災から4日目以降
市本部は要請によらず、地域防災拠点に、直接必要物資を供給します。 (プッシュ型供給)	物資・輸送班は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部に要請します。 (プル型供給)

2 物資の供給 物資・輸送班

(1) 備蓄物資の利用

地域防災拠点では、防災備蓄庫の物資を運営委員会の方針に従って利用します。備蓄物資に不足が生じた場合は、市本部物流チームが締結した協定に基づき、物流業者に区役所及び方面別備蓄庫等からの物資輸送を要請します。

(2) 物資配付の対象者

避難所の被災者、住家の被害により炊事ができない者、災害応急対策に従事する者等

(3) 物資配付の優先順位

物資の配付は、物資が公平に分配されるよう被災者と相互に協力し、優先順位の基本は次のとおりとします。

- ① 災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども
- ② 地域防災拠点の避難者
- ③ 任意の避難所の避難者及び在宅被災生活者
- ④ その他（帰宅困難者等）

3 物資の受入・調達 物資・輸送班 ボランティア班

(1) 物資集配拠点の開設

物資・輸送班はあらかじめ指定した区集配拠点の被災状況を確認し、区集配拠点として開設します。なお、物資の仕分け作業等の人員は、ボランティア班にボランティアの派遣を要請します。

項目	対象施設
市物流拠点	日本通運株式会社、佐川急便株式会社及びヤマト運送株式会社の物流センター等
区集配拠点（二次集配拠点）	磯子センター（磯子区磯子3丁目1-41）

(2) 不足物資の調達

物資・輸送班は被災者数を集計し、必要な物資の品目及び数量を把握するとともに、供給が不足する場合は、市本部物資チームに調達を要請します。

プッシュ型供給



横浜市災害対策本部



要請によらず、地域防災拠点に、直接必要物資を供給



地域防災拠点

プル型供給

②市本部へ物資等の要請



磯子区災害対策本部



横浜市災害対策本部



①区本部へ必要物資を要請



地域防災拠点

③物資等の供給

9-2 輸送手段の確保

物資・輸送班、資源循環局事務所地区隊

1 輸送手段の確保 物資・輸送班 資源循環局事務所地区隊

(1) 輸送手段

輸送手段として必要な車両等は、区本部が保有し又は直接確保できるものを第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部に調達を要請します。

(2) 燃料の確保

物資輸送班は、災害発生後、速やかに区が保有している車両の燃料を確保します。通常の方法により自動車等の燃料が確保できない場合は、市本部に供給協力を要請します。

(3) 輸送応援体制

資源循環局事務所地区隊は、家庭系ごみの収集が始まる（72時間想定）まで、必要に応じて車両及び職員を区本部に派遣し、地域防災拠点や福祉避難所等への物資輸送を支援します。

2 輸送経路の確保 物資・輸送班

区内道路、橋梁の被害状況及び道路交通状況等を随時更新し、安全な物資の輸送経路を判断します。

☞【139ページ】巻末資料 緊急交通路指定想定路線・緊急輸送路一覧

9-3 物資等の支援要請

物資・輸送班

1 食料の支援要請

地震等の災害発生時に、電源開発株式会社磯子火力発電所に備蓄する食料を区役所へ提供する「災害時における食料の提供に関する協定」に基づき、同発電所に対して食料の提供を要請します。

☞【125ページ】資料編2-7 災害時における食料の提供に関する協定

2 拠点物資の支援要請

災害時における避難所生活の改善・向上のため、段ボール製の間仕切りや簡易ベッド等を区役所へ供給する「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」に基づき、旭紙業株式会社横浜工場に対して製品の調達を要請します。

☞【126ページ】資料編2-8 災害時における段ボール製品の調達に関する協定

9-4 応急給水

水道局水道事務所地区隊

1 応急給水の基本方針

水道施設が被災し管路による給水が困難なときは、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後は、逐次速やかに復旧工事を行い、各戸給水まで回復させます。

2 区本部が行う応急給水

- (1) 備蓄している水缶詰の配布
- (2) 地域防災拠点等で受水槽等に残っている水の給水
- (3) 災害用地下給水タンクに応急給水装置の設置・運用を行う市民への支援
- (4) 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布
- (5) 応急給水実施場所の案内
- (6) ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整（住民、ボランティアへの応援依頼）
- (7) プール及び災害応急用井戸からの直接給水（生活用水として使用。飲用不可）

☞【109ページ】資料編1-10 給水場所及び給水施設一覧

参考：災害時の自助、共助、公助による給水の流れ

	給水方法	災害時に必要とされる水の量		
		1～3日目 3リットル/日	4～7日目 10リットル/日	8～14日目 20リットル/日
地域の備え	個人や企業などでの水の備蓄	備蓄による水の確保 (1人9リットル) →	「自助」	
	災害用地下給水タンク	地域の共助による水の確保 →	「共助」	
区本部が行う 応急給水	水缶詰の備蓄	→	「公助」	
	受水槽からの給水(※1)	→		
水道局が行う 応急給水	配水池	→	医療機関等(※2)への給水車による運搬給水 →	
	緊急給水栓	「公助」	地域への配水池での給水 →	
			地域への緊急給水栓での給水 →	

※1 残留塩素濃度が一定の基準を満たしている場合は飲料用として活用

※2 災害拠点病院、救急告示医療機関、地域防災拠点等

第10章 ボランティアとの連携

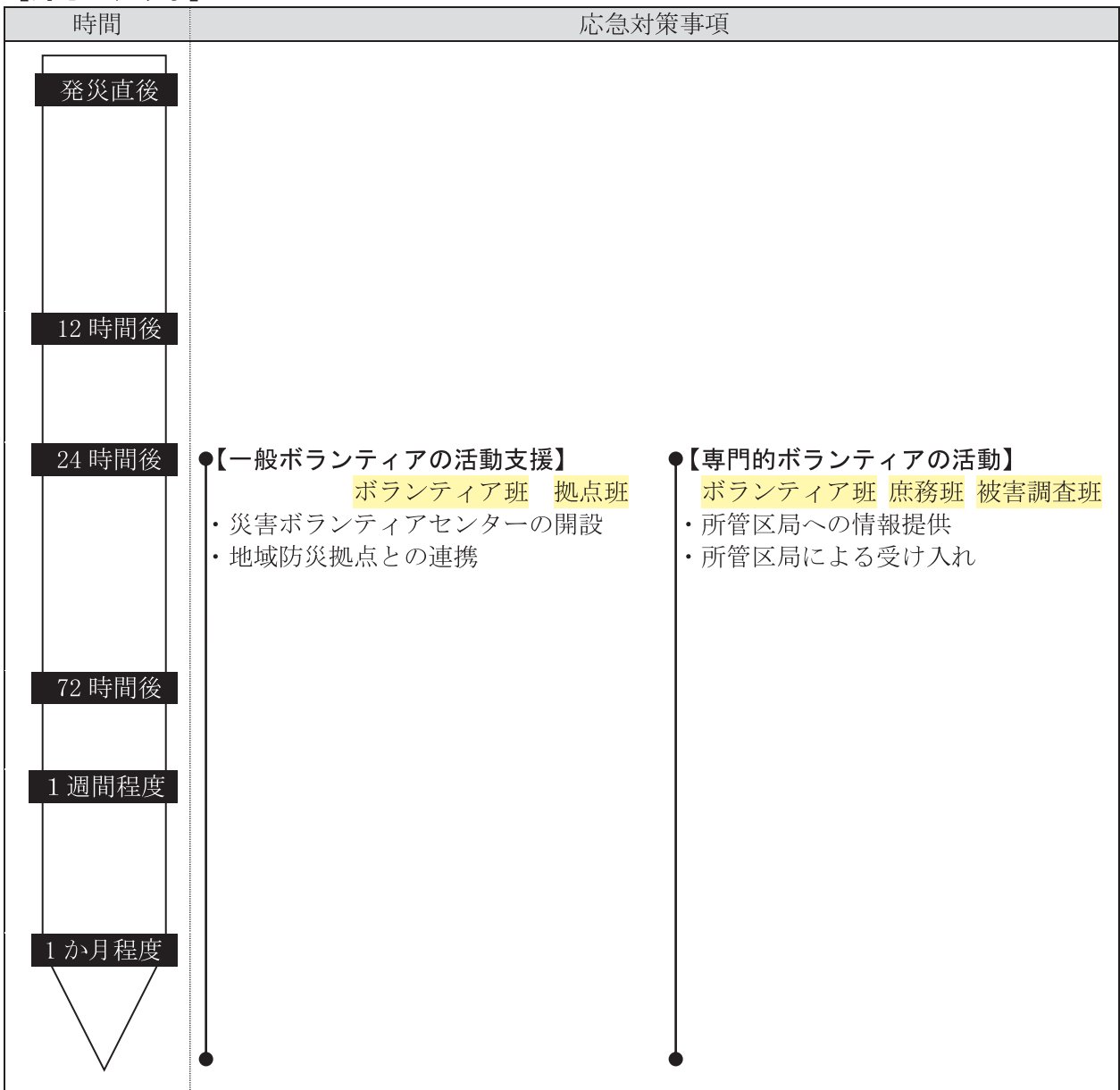
発災時は、ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、職員を配置し、ボランティアの対応窓口を設置します。

【構成】

10-1 一般ボランティアの活動支援

10-2 専門的ボランティアの活動

【対応シナリオ】



10-1 一般ボランティアの活動支援 ボランティア班、拠点班

1 災害ボランティアセンターの設置 ボランティア班

全国のボランティアからの一般的な問い合わせは、市コールセンターを1次案内窓口とします。
 また、ボランティア班はボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、「磯子区災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書」に基づき、速やかに対応窓口を設置します。

☞【130ページ】資料編2-10 磯子区災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書

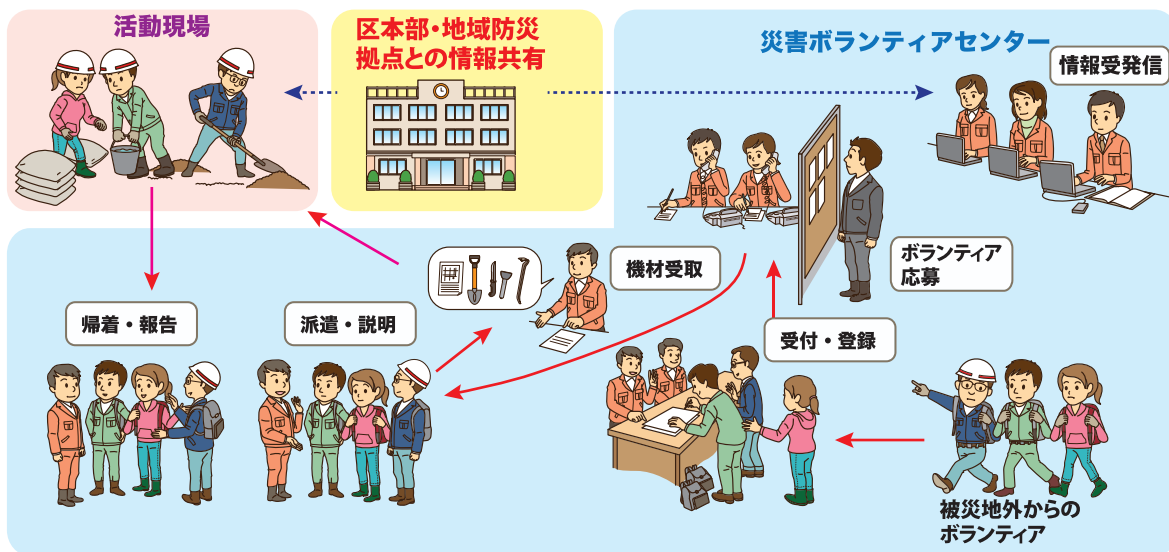
2 災害ボランティアセンター設置場所

項目	対象施設
災害ボランティアセンター	磯子センター（磯子区磯子3丁目1-41）

3 災害ボランティアセンターの運営 ボランティア班

区本部、磯子区社会福祉協議会、磯子区災害ボランティアネットワークは、相互に協力しながら以下の業務を行います。

区分	役割	
区本部	被災情報、地域防災拠点からのニーズの提供	資機材等の確保
磯子区社会福祉協議会	情報の共有	
磯子区災害ボランティアネットワーク	一般ボランティアの受け付けから派遣までの管理、派遣先の一般ボランティアの活動状況の把握と活動実績等のまとめ	

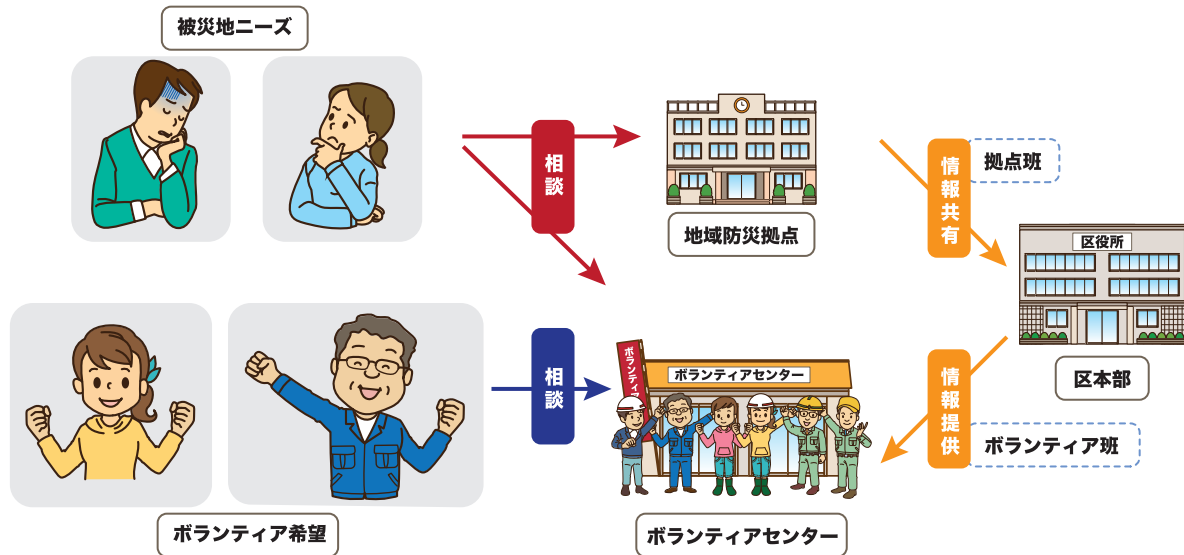


一般ボランティアの活動
避難所支援、清掃（泥だし・片付け・美化活動）、物資支援、食事支援、傾聴活動、ボランティアセンター運営支援、ボランティア支援（活動するボランティアへの宿泊等の支援）、広域避難者支援（県外等で生活する避難者支援）、中間支援（団体のネットワーク支援）・情報発信

4 ボランティアニーズの把握 **ボランティア班** **拠点班**

拠点班は、地域防災拠点からの災害ボランティアニーズ等を把握し、ボランティア班に的確な情報を提供します。

ボランティア班は、磯子区社会福祉協議会及び磯子区災害ボランティアネットワークと相互に情報共有を行い、地域防災拠点や物資集配拠点、被災地等へのボランティアの派遣が円滑に実施されるよう調整します。



10-2 専門的ボランティアの活動 **ボランティア班、庶務班、被害調査班**

1 専門的ボランティアの受け入れ方針

発災後の応急危険度判定活動に従事する応急危険度判定士や、看護師資格等の保持者による看護ボランティアなどの専門的ボランティアは、業務の所管課にて受け入れを行います。

2 専門的ボランティアの受け入れ窓口

	区 分	受入窓口
1	応急医療・保健・福祉・衛生等に関する業務 (医療関係者、保健・福祉・衛生、こころのケア、 高齢者及び障害者の看護・介護など)	医療局がん・疾病対策課 (市本部医療調整チーム)
2	①手話 ②要約筆記通訳 (日本語)	健康福祉局障害福祉課
3	理容師・美容師	健康福祉局生活衛生課
4	①獣医師 ②動物愛護団体等 (ペットの保護収容・移送等)	動物愛護センター
5	児童福祉施設等 (保育士・放課後キッズクラブ・学童クラブの専門 職を含む)	こども青少年局 こども家庭課、障害児福祉保健課、保 育・教育運営課、放課後児童育成課
6	アマチュア無線技士等	区庶務班
7	外国語支援 (通訳・翻訳)	横浜市外国人震災時情報センター
8	震災 (被災) 建築物応急危険度判定士	建築局建築企画課又は区被害調査班
9	被災宅地危険度判定士	建築局宅地企画課又は区被害調査班

第11章 学校活動と保育

震災が発生した時は、速やかに児童生徒の安全を確保するとともに、防災計画に基づいた適切な措置を講じます。また、保育の早期再開のための応急活動に努めます。

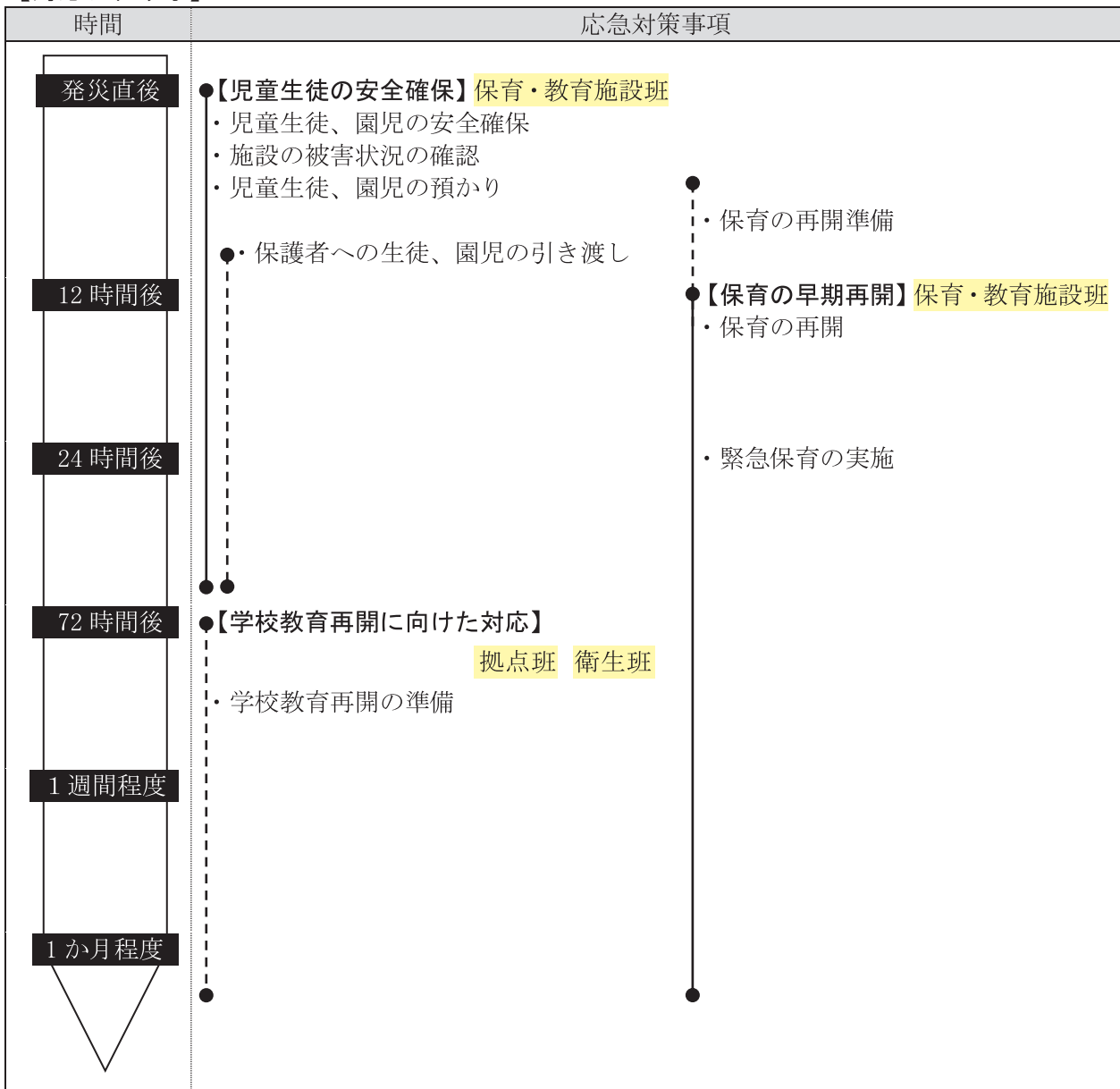
【構成】

11-1 児童生徒の安全確保

11-2 学校教育再開に向けた対応

11-3 保育の早期再開

【対応シナリオ】



11-1 児童生徒の安全確保

保育・教育施設班

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 学校長は、地震発生後、直ちに児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、教育委員会事務局長及び区本部長に報告します。また、学校の防災計画に基づいた適切な措置を講じます。

イ 児童の安全を確保したのち、学校長は、保護者が引き取りにくるまで児童生徒を学校で留め置くこととします。なお、高等学校については、保護者から学校に留め置くか、下校させるかの希望を聞いて、それに従います。

(2) 在宅時の対応

学校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安否及び被災状況を確認させるとともに、人員不足が想定される地域防災拠点の運営等の支援をさせます。

2 児童生徒の避難行動

(1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ等

学校管理下での「児童生徒の預かり」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留めおくこととします。

(2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校等も含む）の安全な場所を避難場所に決めておきます。また、避難場所に保護者が引き取りにくるまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とします。

(3) 保育園

保護者が保育園に引き取りに来るまで「園児の預かり」を原則とします。

3 発災後の休校期間

市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、当日及び翌日は休校とします。ただし、被害状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

11-2 学校教育再開に向けた対応

拠点班、衛生班

1 学校教育再開の準備 拠点班

(1) 学校長は、学校の被害状況を踏まえつつ、児童生徒の学習の場の確保等を円滑に進めるため、地域防災拠点運営委員会の中に学校再開準備班を設置し、学校教育再開時期の目途を立てます。

(2) 拠点班、地域防災拠点運営委員会及び学校は、教職員が拠点運営から教育活動の再開に向けた準備に順次移行できるよう、運営体制の調整や、避難者による自主運営に向けた支援に取り組みます。

2 応急教育の実施 拠点班 衛生班

(1) 学校長は、被災の実情や復旧期間を勘案して、実施可能な範囲で応急教育を行う場所を確保し、教育活動を実施します。

(2) 教育活動が実施される等の状況により、給食再開可能校から逐次給食を実施します。再開実施にあたっては、衛生班と連携して防疫対策に万全を期します。

11-3 保育の早期再開

保育・教育施設班

1 保育所等の被害状況等の集約

保育・教育施設班は、区内の市立3保育園及び認可保育所、横浜保育室等に対して、被害状況や園児の留め置き状況等の情報を集約します。

2 保育の早期再開

保育所班はこども青少年局長と協議しながら、発災後の保育の早期再開のため、保育士など職員の適切な配置に努めます。また、区内の被害状況等から、必要に応じて緊急保育を実施します。

第12章 災害廃棄物の処理

災害発生時には、排出される災害廃棄物への早期の対応を図ります。また、多くの避難者が集まる地域防災拠点等のトイレ対策に優先して取り組みます。

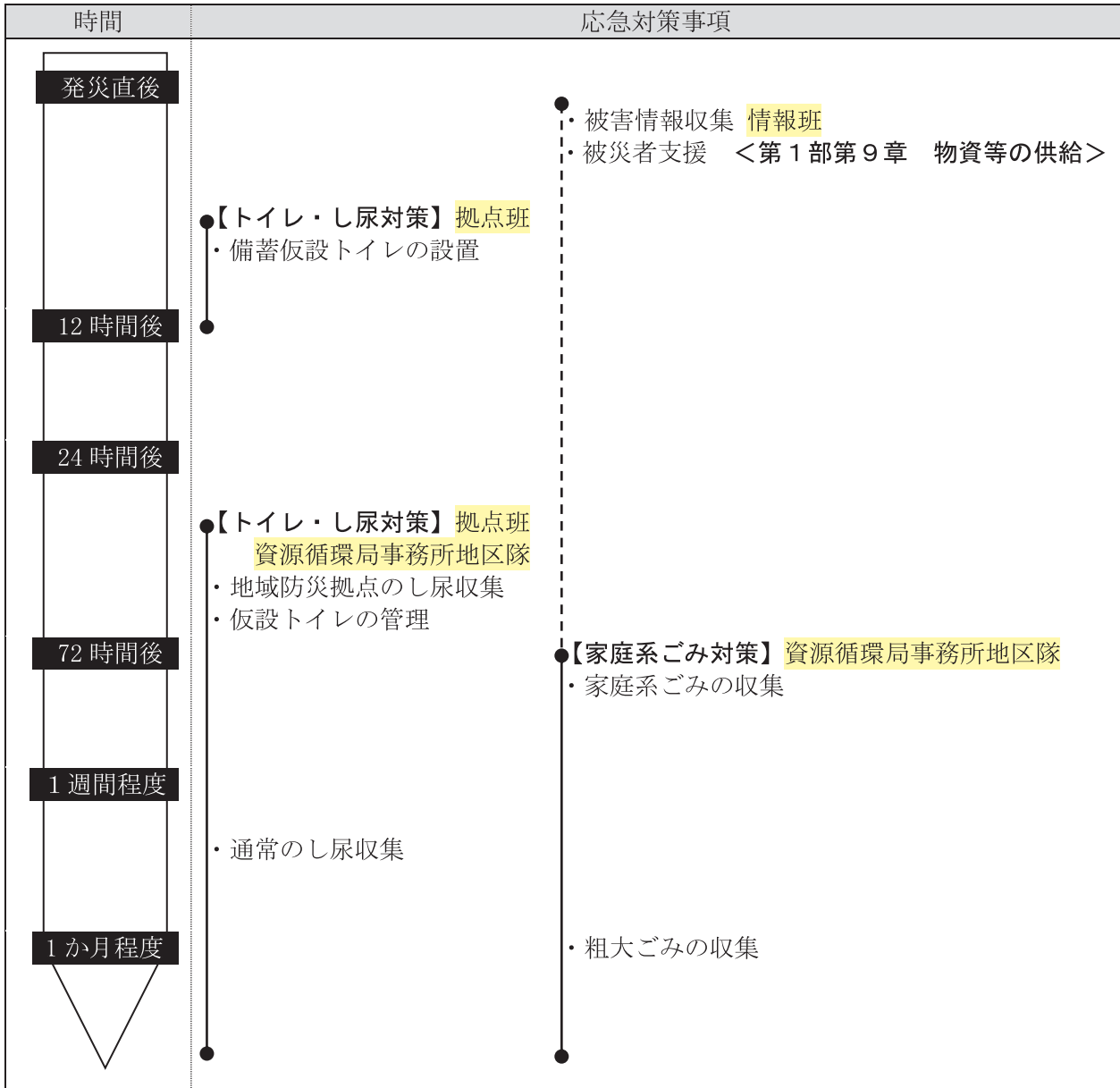
【構成】

12-1 災害廃棄物の定義

12-2 トイレ・し尿対策

12-3 家庭系ごみ対策

【対応シナリオ】



12-1 災害廃棄物の定義

資源循環局事務所地区隊

1 災害廃棄物の定義

名称	定義
し尿	地域防災拠点等の仮設トイレのくみ取りし尿
災害ごみ	通常時を除く、家庭、事業所、地域防災拠点等から排出される解体廃棄物及び津波堆積物以外のもの（生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみ）
解体廃棄物	損壊した建物等の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属くず等
津波堆積物	津波によって堆積したもの

2 基本的な考え方

地域防災拠点等における仮設トイレの設置に優先して取り組み、あわせて水洗トイレ機能の確保を行います。その後、発災2日目以降に地域防災拠点の開設トイレからし尿の収集を開始します。

また、災害対応を優先するため、災害ごみを含む家庭系ごみの収集は発災4日目以降に開始します。

12-2 トイレ・し尿対策

拠点班

1 地域防災拠点における対応 拠点班

(1) 学校の既存トイレの使用

水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水等を既存トイレの水洗用水として活用します。また、備蓄仮設トイレが設置されるまでの間、又は学校の既存トイレが不足する場合は備蓄トイレパックを使用します。

(2) 備蓄仮設トイレの設置

備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、女性や子どもの安全面に留意して設置します。また、災害時下水直結式仮設トイレ（災害用ハマッコトイレ）が整備された地域防災拠点では、あらかじめ指定されている下水道上に仮設トイレを組み立てます。

拠点班は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧の見通しを把握し、仮設トイレの必要台数を資源循環局に報告します。

(3) 仮設トイレの管理

地域防災拠点運営委員会は仮設トイレの清掃管理を行うとともに、トイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を拠点班に連絡します。拠点班は、上記の連絡内容を環境創造局へ報告します。

2 し尿汲み取り対策

資源循環局トイレ対策班は、発災後2日目から、地域防災拠点の仮設トイレのくみ取り作業を開始します。なお、通常のくみ取り作業については、2週間停止します。

12-3 家庭系ごみ対策

情報班、資源循環局事務所地区隊

1 発災直後（家庭ごみの収集が始まる（72時間想定）まで）の対応 情報班 資源循環局事務所地区隊

資源循環局事務所地区隊は、区本部情報班と相互に情報を共有し、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を行います。

2 発災からおおむね72時間後の対応 資源循環局事務所地区隊

被害状況が軽微な区から随時、家庭系ごみの収集を開始します。収集にあたっては地域防災拠点等の収集作業を最優先で実施し、ごみの分別は平常時と同様とします。

3 片付けごみの収集 資源循環局事務所地区隊

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って大量に発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）の収集は、日常の「燃やすごみ」等とは区別し、別途収集します。

第13章 消火及び救助・救急活動

消防本部は、大規模な地震が発生した場合、人命の安全確保のため、被害状況を早期に把握し、最優先で消火活動及び救助活動にあたります。

【構成】

13-1 応急活動体制

13-2 消火活動

13-3 救助・救急活動

【対応シナリオ】

時間	応急対策事項
発災直後	(震度6強以上) ※ ●【消火活動】消防地区本部 ・消防地区本部長運用 ・被害状況の早期把握 ・消防隊等による消火活動 ・救急隊の一時運用停止
12時間後	
24時間後	●【救急・救助活動】消防地区本部 ・救急隊の運用再開（消火後） ・医療機関の情報共有
72時間後	
1週間程度	
1か月程度	

※市域で震度6強以上の地震を観測した場合は、医療機関の受入可否の状況が不明であること、同時多発火災への対応を優先することから、全ての救急隊の運用を一時停止します。

13-1 応急活動体制

消防地区本部

1 応急活動の方針 消防地区本部

(1) 消火活動の優先

地震発生後の初期段階から非常用消防車を含めて運用可能なポンプ車及び人員を活用し、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

(2) 救助・救急活動

地震発生後の火災多発時は、建物の倒壊、がけ崩れ、車両の事故など、複合的に災害が発生します。これらの救助・救急事案については、特装隊（ポンプ無し）、救急隊及び徒歩隊等により対応します。

(3) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

2 初期の情報収集活動 消防地区本部

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊、高所見張員等あらゆる手段を活用し、これに基づき、応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

3 消防団の応急活動体制

消防団の災害応急活動は、受持区域優先を原則とし、消防地区本部（消防署）、消防隊等と連携を密にし、消防団車両や資機材等を有効に活用して応急活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集、出火防止及び初期消火の呼びかけを実施します。

13-2 消火活動

消防地区本部

1 消防隊等の消火活動 消防地区本部

(1) 震災消火活動の基本

地震火災発生後の対応は、住民の安全確保のため、炎上火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を基本方針とします。

(2) 火災同時多発時の消火活動

火災が同時多発し、火災規模に対して消防力が劣勢と判断した場合は、住民の安全避難や社会的影響を踏まえ、木造建物密集地域、主要駅、地域防災拠点等の避難所、病院、行政機関等の消火活動を優先します。

2 消防団の消火活動

(1) 火災発生時には、防火水槽やプール等の消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに消防隊と協力して活動を実施します。

(2) 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施します。

(3) その他の消火活動は、消防地区本部長又は区本部の指示により実施します。

1 消防隊等の救助・救急活動 消防地区本部

(1) 震災救助活動の基本

延焼火災の多発時は、管内の火災発生状況に対して、消防力が優勢と判断した場合のみ、救助活動を並行して行います。その際は、火災現場付近の救助事象及び多数の人命を救助できる事象を優先して実施します。

(2) 災害トリアージ

同時に救助事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先して救助します。また、多数の要救助者がある場合は容易に救出できる者を優先します。

(3) 救助の要請

救助事象のうち、軽症者については消防団員、町の防災組織等に協力を求めて救出を行います。

2 消防団の救助・救急活動

(1) 車両隊

消火活動を行うことを原則としますが、受持区域に火災が発生していない場合は、救助・救急活動を実施するほか、消防隊等が行う救助・救急活動にも積極的に連携します。

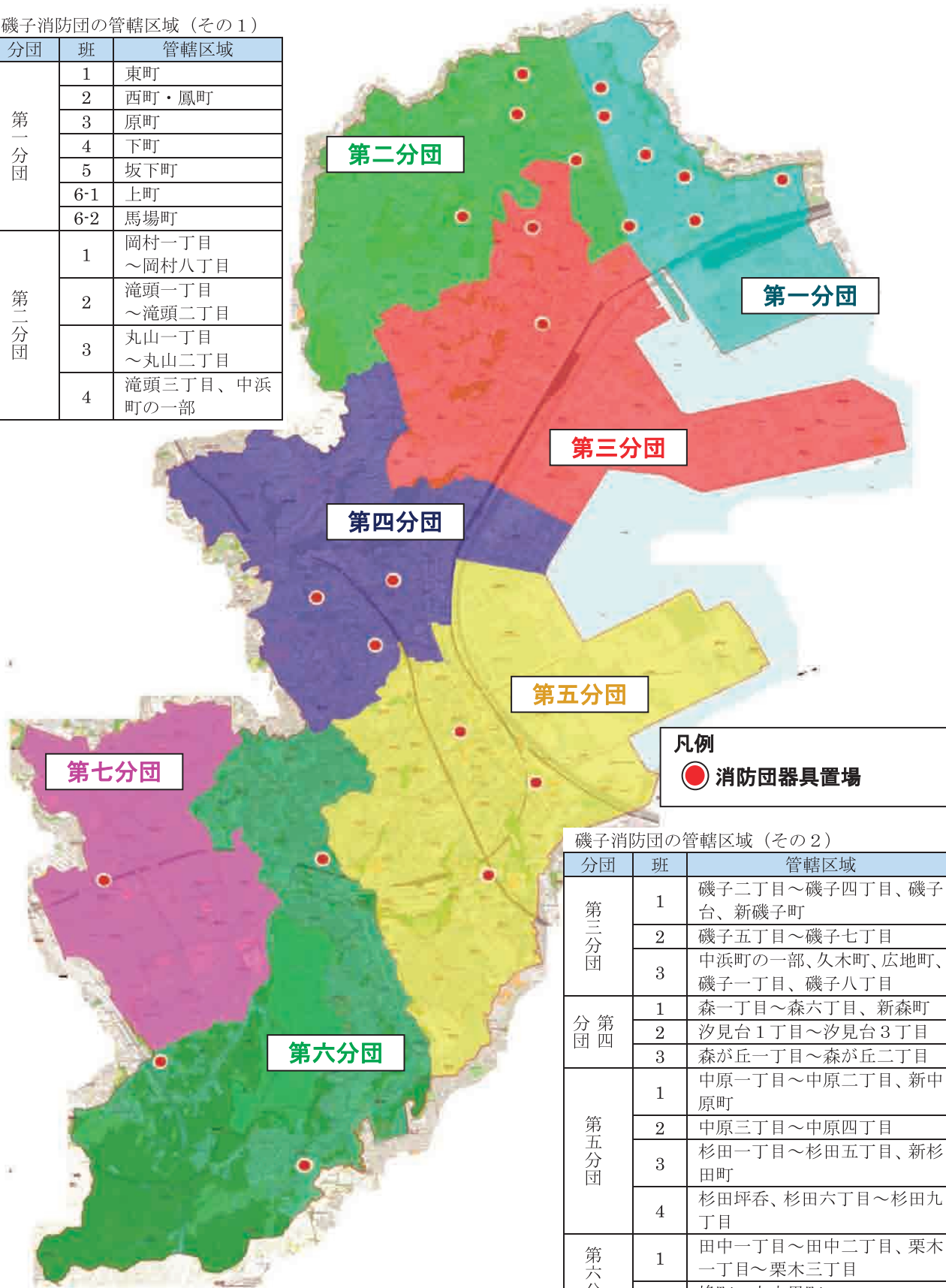
(2) 地域活動隊

速やかに地域内の住民に対し、出火防止の呼びかけ、初期消火の実施、人命救出活動の実施、応急救護活動の実施等を指導するほか、住民の避難誘導や救出・救助活動を行います。

参考資料：横浜市磯子消防団 分団管轄図

磯子消防団の管轄区域（その1）

分団	班	管轄区域
第一分団	1	東町
	2	西町・鳳町
	3	原町
	4	下町
	5	坂下町
	6-1	上町
	6-2	馬場町
第二分団	1	岡村一丁目 ～岡村八丁目
	2	滝頭一丁目 ～滝頭二丁目
	3	丸山一丁目 ～丸山二丁目
	4	滝頭三丁目、中浜 町の一部



凡例
● 消防団器具置場

磯子消防団の管轄区域（その2）

分団	班	管轄区域
第三分団	1	磯子二丁目～磯子四丁目、磯子台、新磯子町
	2	磯子五丁目～磯子七丁目
	3	中浜町の一部、久木町、広地町、磯子一丁目、磯子八丁目
第四分団	1	森一丁目～森六丁目、新森町
	2	汐見台1丁目～汐見台3丁目
	3	森が丘一丁目～森が丘二丁目
第五分団	1	中原一丁目～中原二丁目、新中原町
	2	中原三丁目～中原四丁目
	3	杉田一丁目～杉田五丁目、新杉田町
	4	杉田坪呑、杉田六丁目～杉田九丁目
第六分団	1	田中一丁目～田中二丁目、栗木一丁目～栗木三丁目
	2	峰町、上中里町
	3	氷取沢町
第七分団	1	洋光台一丁目～洋光台二丁目
	2	洋光台三丁目～洋光台四丁目
	3	洋光台五丁目～洋光台六丁目

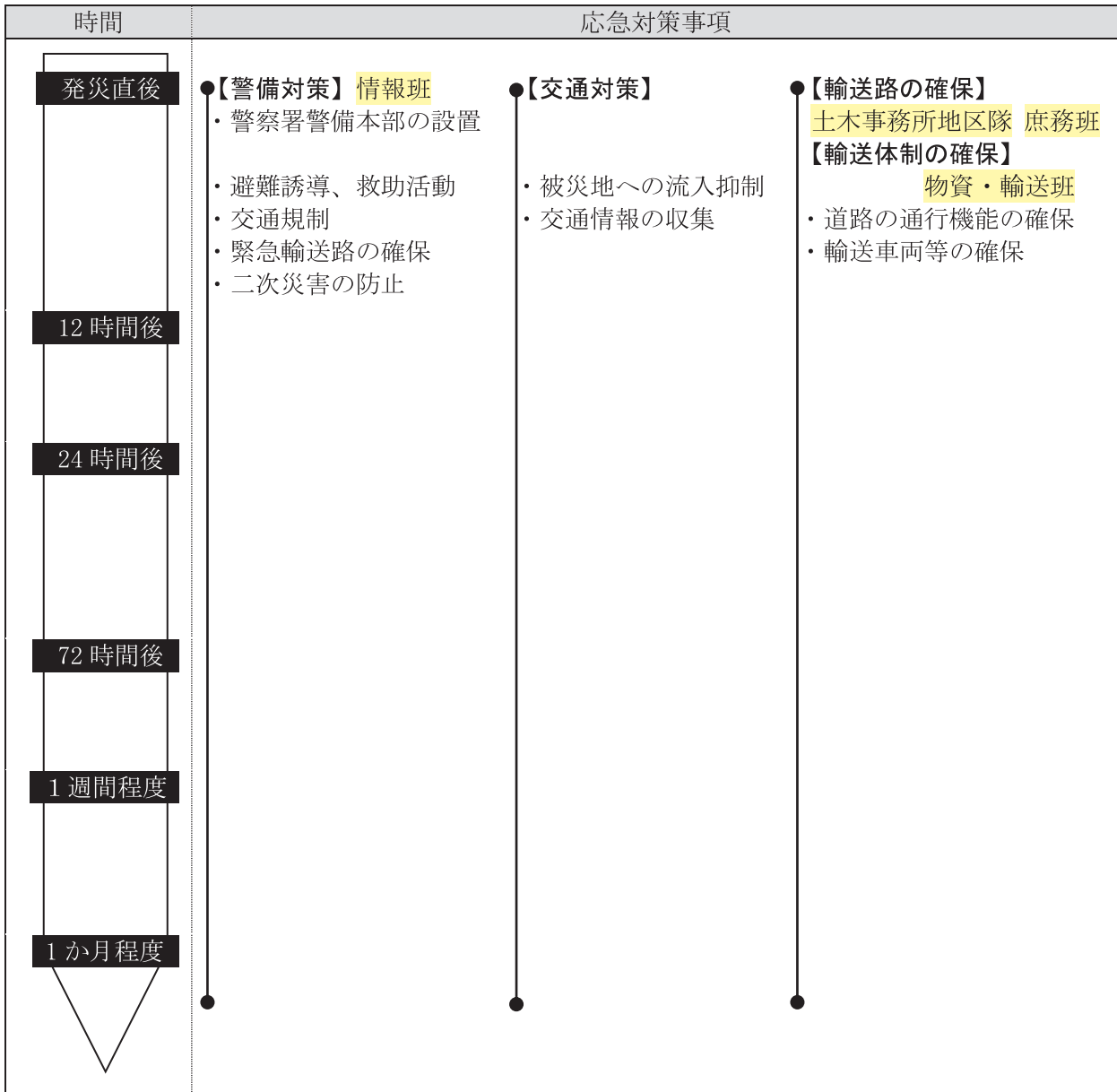
第14章 警備と交通・輸送対策

震災時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の混乱などが予測されるため、各種犯罪の予防及び交通秩序の維持に万全を期します。また、緊急通行車両や物資輸送車両の安全かつ円滑な運行の確保のため、速やかに交通規制や障害物の除去等を行います。

【構成】

- 14-1 警備対策
- 14-2 交通対策
- 14-3 輸送路の確保
- 14-4 輸送体制の確保

【対応シナリオ】



14-1 警備対策

情報班

1 警備体制の確立 情報班

警察は大地震の発生と同時に警察署警備本部を設置し、事案の規模及び様態に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。警察署警察本部と情報班は必要に応じてお互いに所要の要員を市本部に派遣し、協力・連携体制を強化します。

2 災害応急対策の実施

(1) 避難誘導等

避難にあたっては、高齢者、障害者等の要援護者に十分に配慮します。また、津波警報時は、区本部から要請があったとき若しくは危険が切迫しているときは、直ちに沿岸住民及び沿岸利用者等に避難者の指示を行います。

(2) 交通規制

被災規模や状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路確保など、必要な交通対策を実施します。

(3) 二次災害の防止

住宅地域を中心に調査を実施し、把握した危険場所を区本部等に伝達して二次災害を防止します。

(4) 社会秩序の維持

無人化した住宅街・商店街のパトロール強化や、避難所等の定期的な巡回により、被災地の社会秩序の維持に努めます。

14-2 交通対策

1 危険防止及び混雑緩和の設置

被害の状況を把握し、被災地域への車両の流出を行うとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

2 交通規制の実施

交通規制は被害規模や道路状況等によって、被災地等への流入抑制、緊急交通確保を目的として、弾力的に実施します。なお、緊急交通路は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

3 交通情報の収集・広報

交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官及び関係機関等から情報を収集し、交通規制内容を運転者、地域住民に広報します。

14-3 輸送路の確保

土木事務所地区隊、庶務班

1 道路被災状況の把握 土木事務所地区隊

土木事務所地区隊は、職員動員時に把握した情報、市民の通報、作業隊の巡回報告、緊急点検等により被災状況を把握し、道路局情報収集班及び区本部情報班に報告します。

2 道路啓開の実施 土木事務所地区隊

土木事務所地区隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察・消防等と連携し、路上障害物の撤去、応急的な対策などの道路啓開を行い、必要な通行帯を確保します。

☞【139ページ】巻末資料 緊急交通路指定想定路線・緊急輸送路一覧

3 ヘリコプター離着陸場所の確保 庶務班

交通路が遮断された場合に、消防局や防災関係機関等のヘリコプターによる区本部への緊急連絡、傷病者の搬送、緊急物資の輸送を行うために、ヘリコプターの離着陸場を確保します。

項目	名称	住所
区内飛行場外離着陸場	洋光台南公園少年野球場	磯子区洋光台6-37

14-4 輸送体制の確保

物資・輸送班

1 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が確保できるものを第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部の本部運営チームに調達を要請します。

輸送手段	関係区局	協力企業等
自動車	総務局	(一社) 神奈川県トラック協会 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部
バイク便	健康福祉局	災害ボランティアバイクネットワーク関東神奈川支部
バス	交通局	交通局
鉄道	区役所	J R 東日本横浜支社及び京浜急行電鉄株式会社
航空機	消防局	消防局
船舶	港湾局	株式会社ポートサービス、京浜フェリーボート株式会社、 関東旅客船協会、(一社) 日本外航客船協会、 横浜屋形船事業協同組合、クルーズライン協同組合

2 燃料の確保

- (1) 物資輸送班は、災害発生後、速やかに区が保有している車両の燃料を確保します。
- (2) 通常の方法により燃料の確保が困難な場合、総務局長は「災害時における燃料供給協力に関する横浜市と神奈川県石油協同組合との協定」に基づき、供給協力を要請します。

3 緊急通行車両の確認

災害応急対策に使用する車両については、警察署、検問所、警察本部交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊のいずれかにおいて、緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受けます。

なお、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付け、確認標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示します。



緊急通行車両確認標章

第15章 受援計画

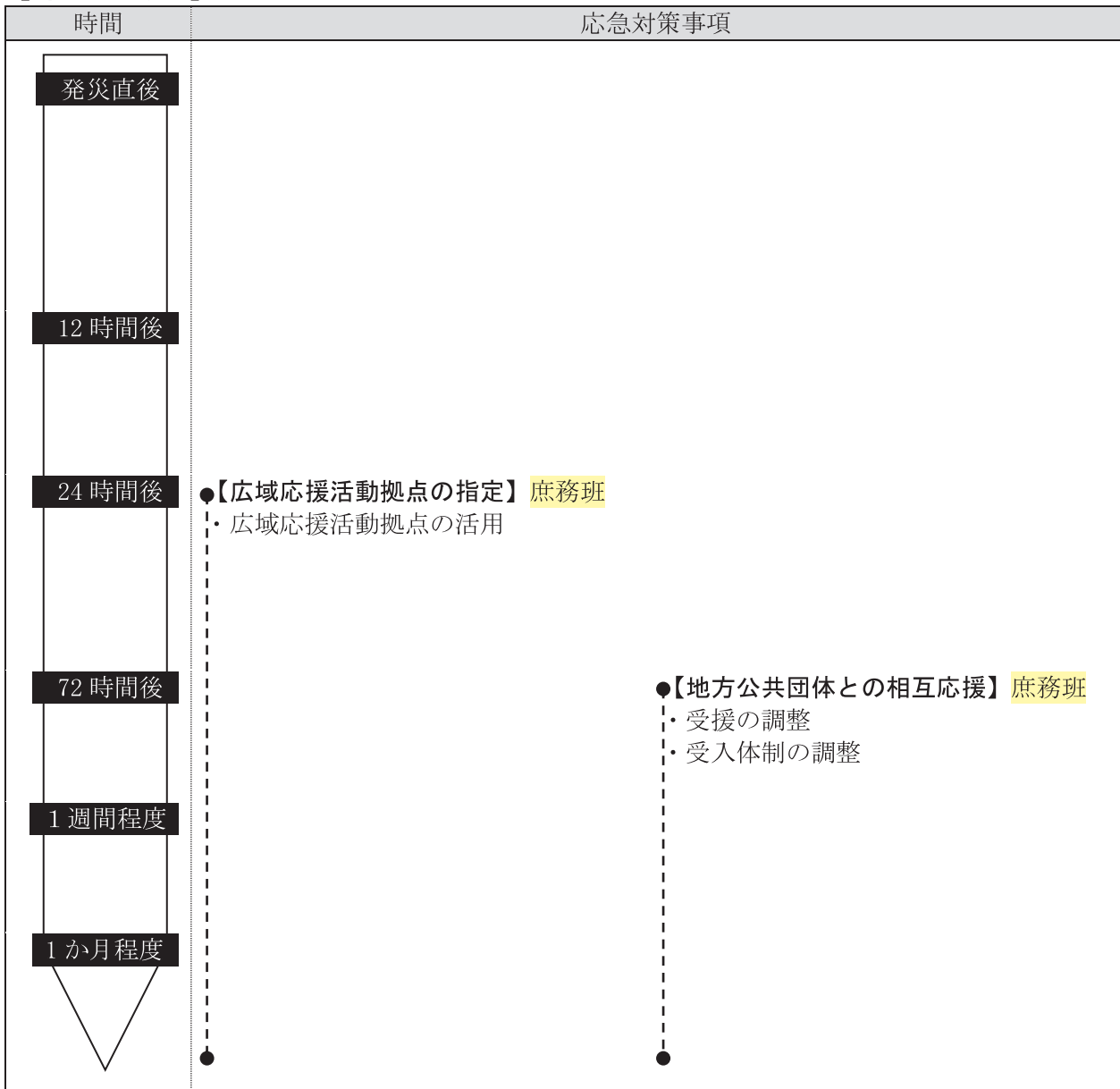
市本部は、地震の規模や被害状況から、自衛隊、他の地方公共団体等の協力が必要と認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により、速やかに協力を要請します。

【構成】

15-1 広域応援活動拠点の指定

15-2 地方公共団体との相互応援

【対応シナリオ】



15-1 広域応援活動拠点の指定

庶務班

1 広域応援活動拠点の活用

防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うため、必要に応じて区内の施設を広域応援活動拠点として活用します。

広域応援活動拠点として使用しない場合は、補充的避難所や物資集積所等として活用します。

項目	対象施設
広域応援活動拠点	県立氷取沢高等学校（磯子区氷取沢町938-2）
	県立磯子高等学校（磯子区上中里町444）※

※ 平成32年4月に県立氷取沢高等学校と統合予定

2 広域活動拠点の指定

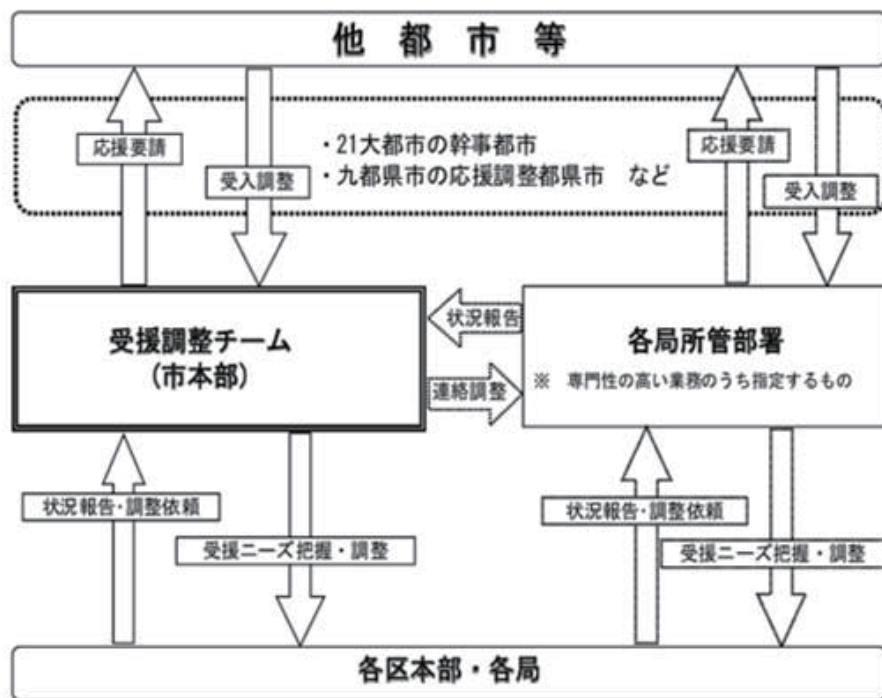
市本部は、拠点として活用する県立高等学校を決定し、区本部に通報します。庶務班は、市本部からの通報を受け、事前に定めた施設責任者に伝達します。

15-2 地方公共団体との相互応援

庶務班

1 受援の調整

庶務班は、市本部受援調整チームと連携し、他都市からの受援受入や受援ニーズの調整を行います。



2 受援業務

区本部は、「避難所に関する業務」について他都市等への応援要請を調整します。

ただし、被害や災害対応状況などによっては、他業務についても必要に応じて受援調整チームとの調整を行います。

3 受入体制の調整

他都市応援職員等を円滑に受け入れるため、庶務班は区内1か所以上の待機場所について市本部受援調整チームと調整します。

第2部 : 復旧・復興対策

【対象期間:発災約72時間後～】

第1章 区民生活の安定・復旧

震災が発生した場合、多数の区民が家財や住家を喪失するなどの被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたします。区本部及び防災関係機関は相互に協力して、被災した区民の生活の早期安定と社会秩序の維持を図ります。

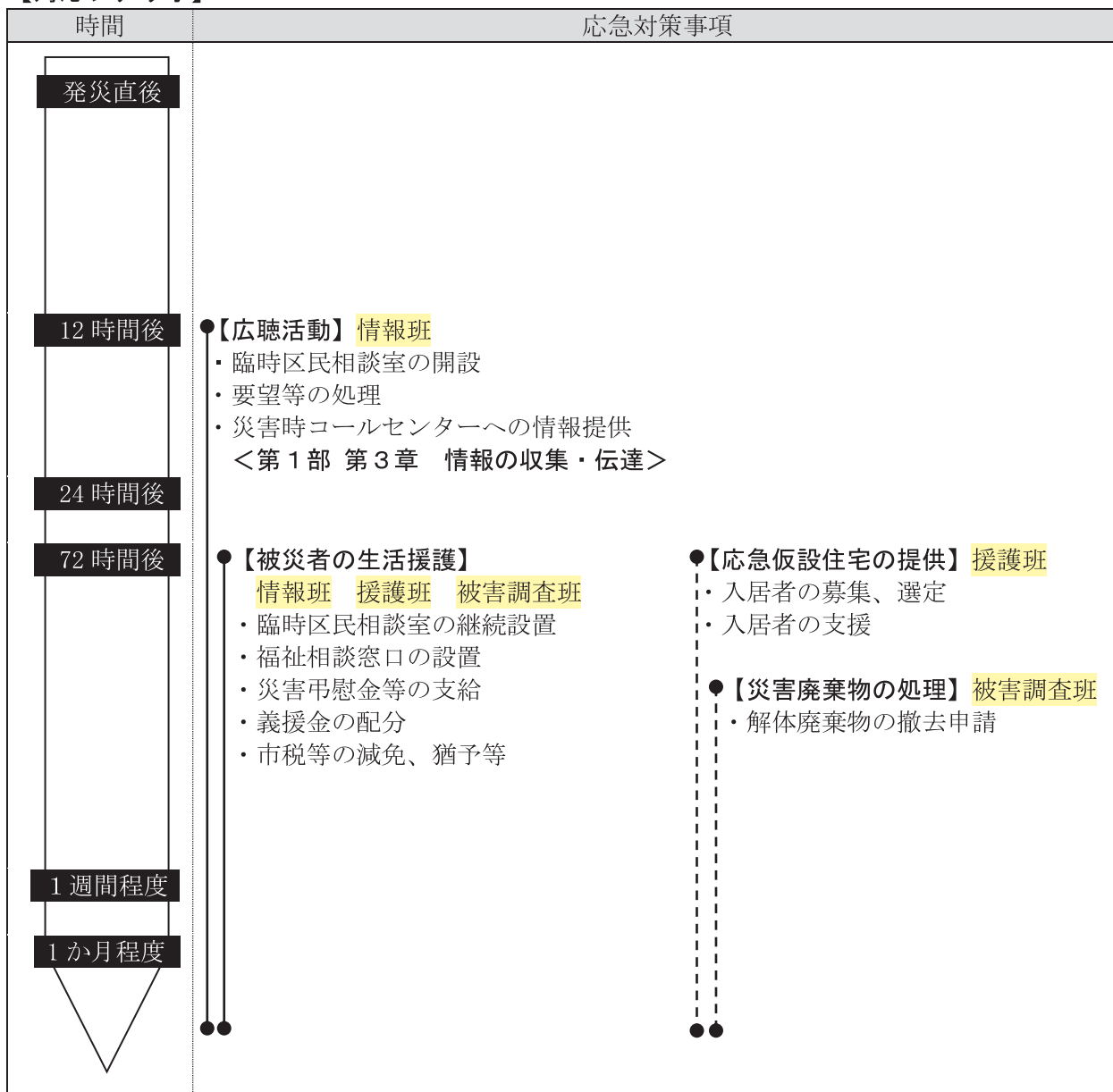
【構成】

1-1 被災者の生活援護

1-2 応急仮設住宅の提供

1-3 災害廃棄物の処理

【対応シナリオ】



1-1 被災者の生活援護

情報班、援護班、被害調査班

1 臨時区民相談室の継続設置 情報班

情報班は、臨時区民相談室を継続して設置し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を各班及び関係局長に提供します。

2 福祉相談窓口の設置 援護班

援護班は、要援護者に関する生活相談等の福祉相談を受ける窓口として、福祉相談窓口を区本部に設置します。

3 災害弔慰金等の支給 援護班

援護班は、震災により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して、災害障害見舞金を支給します。

名称	対象者		種別
災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	遺族	生計維持者が死亡した場合	支給(500万円)
		その他の者が死亡した場合	支給(250万円)
災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	精神又は身体に著しい障害を受けた者	生計維持者が重度の障害を受けた場合	支給(250万円)
		その他の者が重度の障害を受けた場合	支給(125万円)
被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体) ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 		基礎支援金(50万円～100万円)と、加算支援金(50万円～200万円)の合計額を支給
災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合		貸付 (150万円～350万円を限度)
	住宅または家財の概ね3分の1以上の損害があった場合		
生活福祉資金 (災害を受けたことにより臨時に必要となる資金)	低所得世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外)		貸付(150万円を限度)
横浜市災害見舞金・弔慰金 (横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱)	<ul style="list-style-type: none"> ・住家に被害を受けた方、ご遺族又は重傷者 ・市内で事業を営む方で、事業を営む部分に被害を受けた方 ※弔慰金に関しては災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合は対象外		支給 (1万円～10万円)

4 義援金の配分 援護班

義援金の配分は、「義援金事務マニュアル」にそって「義援金募集配分委員会」が決定し、区本部から適正に配分します。

5 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等 被害調査班

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合には、市税の減免や市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

1-2 応急仮設住宅の提供

援護班

1 応急仮設住宅の基本的な考え方

(1) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第4条第1項に定める救助の一つであり、原則として、県知事が実施します。市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力します。

なお、災害救助法第30条の規定により、県知事が直接設置することが困難な場合には、応急仮設住宅の建設を市長に委任することができ、その場合、市が応急仮設住宅を建設して供与します。

(2) 区本部の役割

本市に委任を通知された場合、援護班は建築局の「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設仮設住宅の維持管理、入居者支援等を行います。

2 入居者の選定

(1) 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者としてします。

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 生活保護法の被保護者及び要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が示した入居基準のもとに援護班及び健康福祉局が行います。

入居者の選定にあたっては、災害時要援護者における優先順位を設定するとともに、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。

3 入居者支援

入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、援護班と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮します。

4 住宅の応急修理等

援護班は、災害救助法が適用され、住宅の応急修理・障害物の除去が必要となった場合、応急修理（障害物の除去）申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。

1-3 災害廃棄物の処理

被害調査班

1 災害廃棄物の基本的な考え方

災害によって損壊した建物等の解体、解体廃棄物及び津波堆積物の処理は所有者又は敷地管理者が行います。ただし、解体廃棄物等の処理が災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の適用を受ける事業となった場合は、要綱に従い本市が処理を行うことができます。

2 解体廃棄物の撤去申請

被害調査班は、本市が必要と認めた場合、解体作業及び収集運搬・処理処分について、区民から提出される解体撤去申請を受け付け、資源循環局に報告します。

第2章 罹災証明書

区本部は「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」に基づき、被害認定調査を実施し、区本部庁舎内にて罹災証明書を交付します。

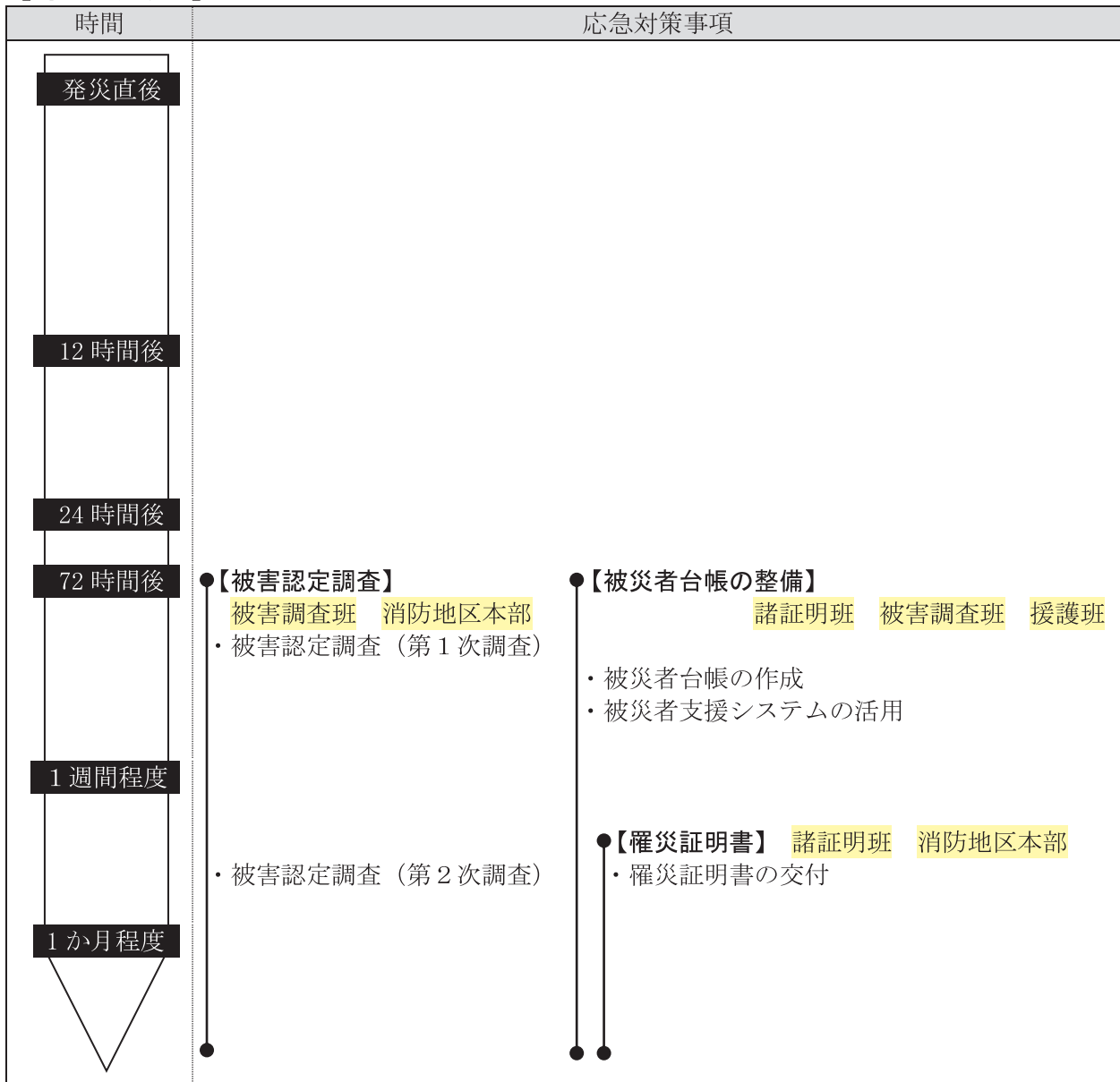
【構成】

2-1 被害認定調査

2-2 罹災証明書

2-3 被災者台帳の整備

【対応シナリオ】



2-1 被害認定調査

被害調査班、消防地区本部

1 基本的な考え方

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査で、発災後おおむね4日目以降から、罹災した建物の個々の調査（第1次調査）、おおむね20日目以降から、第1次調査の判定結果を不服とする再調査申請に伴う再調査（第2次調査）を実施します。

調査の判定結果（全壊、大規模半壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区本部長は積極的な広報を行い、調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

2 被害認定調査業務の分担

区分	担当部署	業務内容
倒壊建物等	財政局税務班	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査に関する全市的な調整 市の被害認定調査方針等の決定及び広報 各区被害認定調査班、建築調査班との連絡調整窓口 各区の被害認定調査実施状況の把握 平常時における研修実施
	区被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査に関すること 区の調査方針の決定 調査体制の決定 広報 被害認定調査（第1次、2次調査）の実施 判定結果の集計と報告 被害認定調査に関する窓口
火災・消火損	消防地区本部	

2-2 罹災証明書

諸証明班、消防地区本部

1 基本的な考え方

罹災証明書は、義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被害認定調査の結果に基づき証明するものです。

罹災証明書は、発災後おおむね20日目以降から区役所内に窓口を設け、住家を優先して罹災証明書を交付します。

2 罹災証明関係業務の分担

区分	担当部署	証明権者
倒壊建物等	区諸証明班	区長
火災・消火損	消防地区本部（区役所内に臨時窓口を設置）	消防署長

2-3 被災者台帳の整備

諸証明班、被害調査班、援護班

1 被災者台帳の整備 **諸証明班**

諸証明班は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

2 被災者支援システムの活用 **諸証明班** **被害調査班** **援護班**

被災者の生活再建を迅速に行うため、被害認定調査、罹災証明書発行、義援金等の支給の処理を行う「被災者支援システム」を活用して、被災者の援護を一体的かつ統一的に実施するよう努めます。

第3章 復興対策

3-1 復興対策の定義

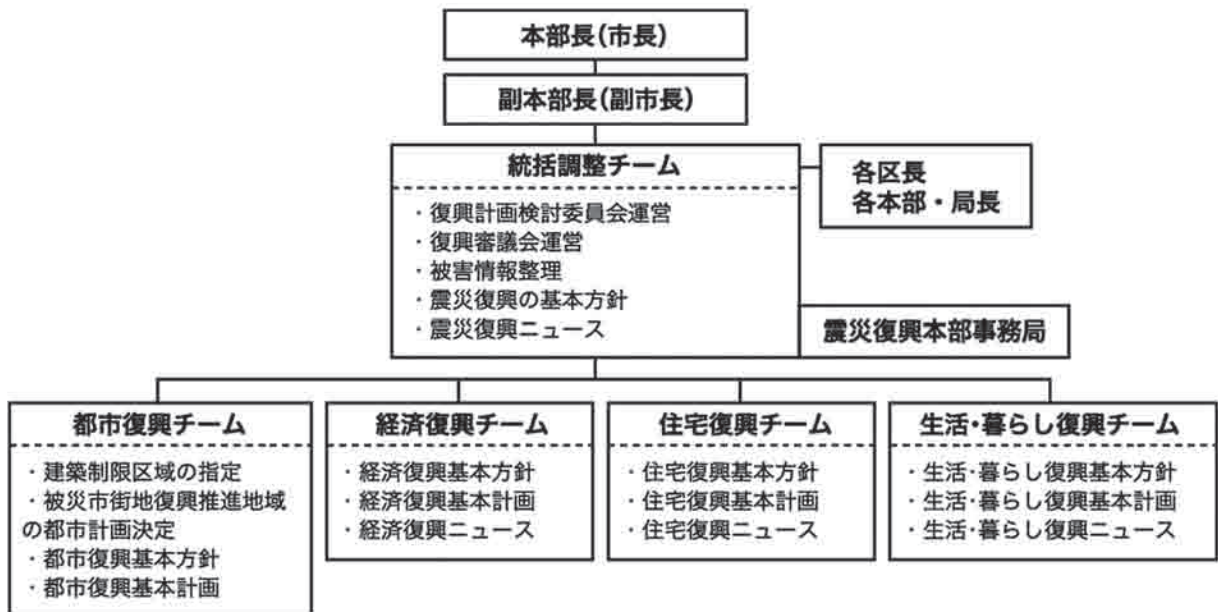
被災地において、被災前の状況と比較して「安全性の向上」、「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」等が図られる質的な向上を目指すことを、復興の定義とします。

3-2 復興の理念

本市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

磯子区においても、市長を本部長とする震災復興本部と調整を行い、区別整備計画等を策定し、震災復興事業を進めることとします。

参考資料：震災復興本部の組織図



※復興チームの構成局については、震災復興本部事務局において適宜決定します。

第3部 災害予防計画

【災害発生前】

第1章 防災備蓄計画

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、区民の安全確保にかかわる食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めます。

【構成】

1-1 防災備蓄計画

1-2 その他の資機材の整備

【具体的な取組】

1-1 防災備蓄計画

1 備蓄庫の整備

横浜市では、震災直後の物資の確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を考慮し、食料、水缶詰、防災資機材等を、地域防災拠点、区役所に備蓄しています。

また、各家庭に最低3日分の食糧・生活品の備蓄を啓発しており、震災後72時間は、公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて対応します。

家庭用備蓄品	非常持出品
飲料水・食料品・トイレパック	懐中電灯・ランタン・ラジオ・常備薬・貴重品等

2 備蓄物資の整備

(1) 食糧及び生活用品の確保

震災発生時には、国や他の自治体からの応援体制等により早期に必要な物資が期待できることを踏まえ、避難者1人あたり2食分（乳児については3日分）を備蓄しています。

また、避難生活に必要な紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレットペーパーや、高齢者・乳幼児・障害者用の毛布、アルミブランケット等の生活用品も備蓄しています。

☞【103ページ】資料編1-4 地域防災拠点備蓄品目一覧

(2) 水の確保

ア 配水池

震度5強以上の地震が発生し、配水池の水位が設定水位以下となった場合、配水池の2槽のうち1槽の緊急遮断弁が閉じられ、飲料水（市全体で市民1週間分相当）が確保されます。

なお、もう1槽は消火用水等に使用するため、開放しておきます。

イ 災害用地下給水タンク

平常時は配水管の一部として水道水が流れていますが、水圧が下がると弁が閉まり、飲料水が貯留される構造になっています。

災害用地下給水タンクは、原則として地域住民が応急給水装置を設置し、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。

ウ 緊急給水栓

災害時、地震に強い管に臨時の給水装置を取り付けて給水する施設で、震災後おおむね4日目以降に水道局職員が断水状況を踏まえて、仮設の蛇口を設置していきます。

☞【109ページ】資料編1-10 給水場所及び給水施設一覧

エ 災害応急用井戸

区内の井戸水を洗浄水などの生活用水として、利用が可能な井戸を災害用井戸に指定し、所有者の協力を得て活用します。ただし、飲用はできません。

3 帰宅困難者への対策

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料と水缶詰、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を、想定される人数に応じて備蓄しています。

☞【107ページ】資料編1-8 帰宅困難者一時滞在施設一覧

4 こどもと女性が安心できる避難所の整備

地域防災拠点では、様々な事情を抱えた避難者に対する配慮が求められ、とりわけ女性（特に妊婦、乳児の母親）や乳児が避難所で安心して過ごせるための特別な備えが必要です。

磯子区では、過去の震災における避難所での課題を踏まえ、各地域防災拠点に妊産婦・乳児のための寝具や食糧等を配備しています。

1-2 その他の資機材の整備

1 水防用資機材

区 分	保管場所
水防用資機材 (土のう、バリケード、工具類等)	各土木事務所
崖崩れ災害活動用資材 (ブルーシート、土のう、鉄筋棒)	区役所及び本市と協定を締結している区の防災作業隊

2 ペット対策資機材等

避難所へのペット同行等に備え、飼い主は平常時からケージ等の保有に努めるとともに、ペット飼育用ケージを区役所生活衛生課に備蓄します。

また、健康福祉局動物愛護センター及び生活衛生課では、日頃から災害時のペット対策について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくり等の事前準備について、積極的に支援・助言をします。

3 その他の資機材等

地域防災拠点の避難者のプライバシー確保や心身への負担を軽減するため、発災時に段ボール製の間仕切り・簡易ベッド等を優先的に調達するための協定を締結しています。

☞【126ページ】資料編2-8 災害時における段ボール製品の調達に関する協定



段ボール製間仕切り



段ボール製簡易ベッド

第2章 避難所等の整備

災害時に、切迫した危険からの区民の安全確保と、被災者が避難生活を送るための役割として、災害の種類や用途に応じた避難所の整備を進めます。

【構成】

2-1 指定避難所・指定緊急避難場所

2-2 広域避難場所及び津波避難施設

2-3 その他の避難所等

【具体的な取組】

2-1 指定避難所・指定緊急避難場所

1 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、本市では、身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所として運用します。

(2) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難所として、区民に身近な21箇所の市立小中学校を指定しています。

また、地域防災拠点は、避難所としてだけでなく、情報の受伝達基地、防災資機材等物資の備蓄基地としての機能を備えています。なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区域を指定していますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることとなります。

☞【101ページ】資料編1-2 地域防災拠点（指定避難所）一覧

(3) 情報受伝達手段

被害情報や避難状況などの拠点の情報や避難生活を支援する情報など、様々な情報を迅速、確実に受伝達する通信手段として、デジタル移動無線機を地域防災拠点に各1台配置しています。

また、災害時に区独自に災害時優先携帯電話を1台ずつ各拠点に配備します。

(4) 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

☞【103ページ】資料編1-4 地域防災拠点備蓄品目一覧

2 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、大規模火災や津波など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

異常な現象種類（災害対策基本法施行令第20条の4）

① 水 ② 崖崩れ ③ 高潮 ④ 地震 ⑤ 津波 ⑥ 大規模な火災 ⑦ 内水※ ⑧ 火山※

※本市は、⑦及び⑧に起因する立ち退き避難を想定していないため、指定は行いません。

☞【110ページ】資料編1-11 指定緊急避難場所一覧

2-2 広域避難場所及び津波避難施設

1 広域避難場所

広域避難場所は、地震に伴い大火災が発生し、延焼拡大した場合、火災の輻射（ふくしゃ）熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などの空地を指定しています。広域避難場所での避難時間は、長くとも数時間程度と想定しています。

☞【106ページ】資料編1-7 広域避難場所一覧

2 津波避難施設

津波からの避難者を受け入れるため、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート造等の頑丈な建物の3階以上を目安に津波避難施設を確保します。

☞【108ページ】資料編1-9 津波避難施設一覧

2-3 その他の避難所等

1 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所として選定します。

また、「横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄しています。

☞【105ページ】資料編1-6 福祉避難所一覧

☞【120ページ】資料編2-5 災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定

2 帰宅困難者の一時滞在施設

地震により多くの滞留者の発生が予測される主要駅周辺等を中心に、滞留者の安全を確保し、災害関連情報を提供するための一時的な避難所を選定します。

また、来街者等が帰宅困難者となった時に備えて、本市施設や国の施設、主要駅や観光地周辺等の民間施設や商業施設を、一時滞在施設に指定します。

☞【107ページ】資料編1-8 帰宅困難者一時滞在施設一覧

3 補充的避難所

地震により多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補充的な避難所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整します。

☞【104ページ】資料編1-5 補充的避難所一覧

4 いつとき避難場所

自治会・町内会等が事前に選定する任意の避難場所で、広域避難場所や地域防災拠点へ避難する前の中継点として、一時的に避難して災害状況を確認するために地域住民が集まる場所です。

場所の選定にあたっては、避難者の安全が確保でき、地域の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連している場所を選定します。

第3章 緊急輸送路の整備

震災が発生した場合、人員・物資等の輸送は災害応急対策の基幹となります。緊急輸送を効率的かつ円滑に行うため、あらかじめ緊急輸送路を整備し、災害時における道路の通行機能を確保します。

【構成】

3-1 緊急輸送路の指定

3-2 建設業協会との連携

3-3 緊急通行車両確認証明書の発行

【具体的な取組】

3-1 緊急輸送路の指定

1 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

選定にあたっては、市役所や区役所などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定しています。

区分	内容	区内路線
第1次緊急輸送路	緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 16 号 ・ 国道 16 号（横浜横須賀道路） ・ 国道 357 号 ・ 首都高湾岸線 ・ 環状 2 号線 ・ 市道環状 3 号線 ・ 磯子第 245 号ほか ・ 山下本牧磯子線
第2次緊急輸送路	第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道 22 号横浜伊勢原ほか

2 路線図

☞【139ページ】巻末資料 緊急交通路指定想定路線・緊急輸送路一覧

3-2 建設業協会との連携

磯子土木事務所と社団法人横浜建設業協会（磯子区会）は、災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を円滑に行うために、会合や訓練などを定期的に行っています。

3-3 緊急通行車両確認証明書の発行

災害応急対策で使用する車両については、平時から緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けておき、発災時に円滑な緊急輸送を行います。

第4章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、区民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、本市職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

【構成】

4-1 「自助」、「共助」、「公助」による減災

4-2 防災意識の高揚

4-3 区民の防災活動の促進

4-4 ボランティアとの協力体制

4-5 車中泊避難の予防

【具体的な取組】

4-1 「自助」、「共助」、「公助」による減災

1 「自助」「共助」「公助」の定義

項目	定義
自助	自らが自分・家族を守るための備えや行動のこと
共助	近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のこと
公助	公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のこと

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の連携

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは、次の表のとおりです。

時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割

太枠：人命にかかわる対応

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、復旧期（11日目以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 感震ブレーカーの設置 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水・トイレバック等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅避難 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	共助	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り 防災訓練の実施 町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食糧・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、運営委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制
公助		<ul style="list-style-type: none"> ハードの整備 <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、護岸の整備 海抜標示 津波警報伝達システムの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 制度・仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 津波からの避難に関するガイドラインの策定 津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童・生徒の留め置き計画 知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援） <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 応急医療の実施 ・災害医療拠点病院での負傷者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者一時滞在施設への避難誘導 学校児童・生徒の留め置き 臨時休校措置 被災者の生活支援 ・生活相談 ・職業のあっせん ・各種支援金 ・見舞金の給付 ・被害認定調査の実施、り災証明の発行 ・公共料金の減免、融資等 被災者の心と身体健康維持 臨時休校措置・授業再開計画

4-2 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、区職員に対して、年複数回の防災訓練や防災教育を行い、職員の防災に関する知識、適切な判断力及び行動力を醸成しています。

あわせて、地域防災拠点を担当する職員は、地域防災拠点開設運営訓練に参加しています。

2 区民への防災意識、減災行動の普及

区及び消防署等の防災関係機関は、区民、地域及び事業者等を対象として、防災意識の高揚や減災行動等について普及に努めます。

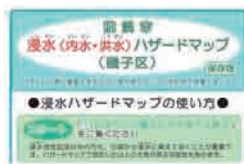
- 1 防災マップ等の広報媒体の作成・配布
- 2 地域防災拠点防災マップの配布及び地域防災拠点訓練での活用
- 3 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- 4 区連会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- 5 おでかけ防災講座、各種講演会の開催等による防災啓発
- 6 学校児童を対象とした防災学習の実施



磯子区防災マップ



各種ハザードマップ

地域防災拠点防災マップ
(地域防災拠点運営委員会に配布)

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講した資機材取扱リーダーは、知識や技術等を生かし地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなり、地域の中で活躍してもらうことにより、地域防災力の向上を図ります。

ライセンス名称	取り扱う防災資機材（講習内容）
(1) 生活資機材取扱リーダー	移動式炊飯器・応急給水栓・組立式仮設トイレの取扱方法（実技）
(2) 救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター・レスキュージャッキ・発電機・投光機の取扱方法（実技）
(3) 資機材取扱指導員 （(1)、(2)の指導者）	ア 横浜市の防災行政（講義） イ 指導者としての心得（講義） ウ 生活資機材と救助資機材の取扱の指導方法（実技）

4 学校防災教育の推進

児童・生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方等について、教育計画に基づき、体系的・継続的な学校防災教育を支援します。

また、学校・PTAの協力による訓練等の実施や地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

5 家庭防災員への研修

区民を対象に、防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につけるための研修制度で、地域における防災の担い手を養成することを目指します。

4-3 区民の防災活動の促進

1 区民の備えるべき措置

- 1 日頃から出火防止措置の推進に努める。
- 2 消火器などの消火用具を準備しておく。
- 3 建物の耐震化や不燃化に努める。
- 4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。
- 5 危険なブロック塀などの改善に努める。
- 6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努める。
- 7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄するとともに非常持出品を準備しておく。
- 8 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておく。
- 9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。
- 10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。

2 防災訓練の実施

- (1) 「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」を中心とした訓練
 「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～21日を中心とする期間内)に、区役所、防災関係機関、事業所、区民、防災ボランティア団体等が連携した訓練を実施し、協力体制及び情報受伝達の強化を図ります。
- (2) 地域防災拠点開設運営訓練
 地域防災拠点運営委員会が実施する訓練に参加及び拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践量の向上に努めます。

4-4 ボランティアとの協力体制

1 磯子区防災ボランティア一覧

ボランティア団体名	活動内容	事務局
横浜市アマチュア無線非常通信協力会磯子区支部	地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練を行うほか、無線機の取扱い等の指導をしています。	—
磯子区災害ボランティアネットワーク	災害発生を想定したボランティア受入れのシミュレーション訓練を行っています。また、地域行事や防災訓練において防災啓発活動に取り組んでいます。	磯子区 社会福祉協 議会
横浜防災ライセンス・磯子	定期的に防災機材取扱訓練を行うほか、防災拠点の備蓄庫の管理・点検や、小中学生に対する防災学習の支援を行っています。	磯子区 総務課
磯子救命ボランティア	磯子消防署と連携し、心肺蘇生法やAEDの使い方など、地域住民を対象とした救急救命技術の普及を行っています。	磯子区 総務課
防災を考える会・磯子	地域の防災・減災を目指して、防災冊子の作成や講演会を実施する等、防災力向上のための啓発活動を行います。	—

2 発災時における防災ボランティアとの連携

(1) アマチュア無線非常通信協力会磯子区支部との連携

発災時は、全地域防災拠点に非常通信拠点を設け、区本部との通信機能を強化します。また、区内の診療所の開設状況を確認し、区本部に随時報告します。

☞【128ページ】資料編2-9 災害時における非常通信の協力に関する協定

(2) 磯子区災害ボランティアネットワークとの連携

区本部及び磯子区社会福祉協議会と連携して「災害ボランティアセンター」を設置し、他県等からのボランティア活動者と被災地の支援ニーズをコーディネートします。

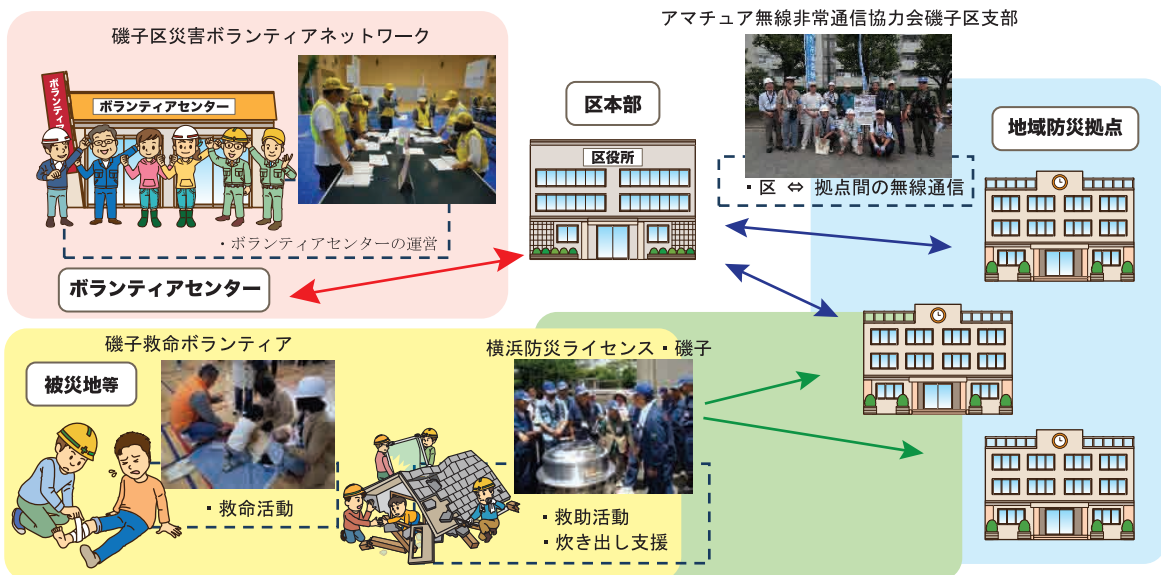
☞【130ページ】資料編2-10 磯子区災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書

(3) 横浜防災ライセンス・磯子との連携

地域防災拠点に備えられている救助資機材等を利用した救助・救出活動や炊き出し活動を行うほか、被害状況を地域防災拠点運営委員会等へ報告します。

(4) 磯子救命ボランティアとの連携

負傷した区民を発見した場合、応急救助・救命活動を行います。



4-5 車中泊避難の予防

1 地域防災拠点の役割及び運営についての周知・啓発

車中泊避難が発生した場合の避難者の把握及び早期解消を目的とし、地域防災拠点の役割と運営の基本について、平常時から周知・啓発します。

2 健康被害に関する周知・啓発

車中泊避難による健康被害（エコノミークラス症候群の予防対策等）について周知・啓発します。

3 車中泊避難者への対応

車中泊避難は、エコノミークラス症候群による健康面への影響が特に懸念される避難形態であり、出来る限り発生を抑制します。また、発生した場合の早期解消に向け地域防災拠点への避難を促していきます。

第5章 災害に強い地域づくり

地域全体が相互に協力できる共助体制を確立するため、町の防災組織等の結成を促進し、その育成に努め、「災害に強い地域づくり」を推進します。

【構成】

5-1 町の防災組織

5-2 自主防災組織の強化

5-3 地域防災拠点運営委員会

5-4 要援護者支援対策

【具体的な取組】

5-1 町の防災組織

1 町の防災組織の支援

区役所、消防署が中心となって自治会町内会等への「町の防災組織」づくりの促進と育成強化を進め、地域防災力の向上を図ります。

また、自主防災活動を支援するため、町の防災組織活動費補助金により、一部の活動経費を助成します。

2 モデル組織



3 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全確保などの自助から始まり、いつとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そのため、平常時から自治会・町内会等を中心とする町の防災組織で啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動を促進します。

5-2 自主防災組織の強化

1 磯子区危機対処連携会議の設置

災害の予防及び応急対策の円滑な推進を図る機関として、区内の公的機関や沿岸企業等を構成員とする磯子区危機対処連携会議を設置しています。

2 磯子区危機対処連携会議の組織体制

☞ [【113ページ】資料編1-13 磯子区危機対処連携会議構成機関](#)

5-3 地域防災拠点運営委員会

1 地域防災拠点運営委員会の主な活動

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持、地域住民の相互協力による防災活動等の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる運営委員会を設置します。

項目	地域防災拠点運営委員会の主な活動
地域防災拠点運営委員会の組織・運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時の主な活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難所運営方法等の打ち合わせ及び運営マニュアルの作成 (2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会、講習会の開催 (3) 避難所開設・運営訓練など防災訓練の実施及び参加 (4) 地域防災拠点周辺の危険箇所の確認、防災マップの作成など防災意識の高揚 (5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの育成 (6) 地域のボランティア団体との連携 (7) その他地域防災力の向上に必要な事項 2 震災発生時の主な活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て (2) 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導 (3) 防災資機材等を活用した救出・救護 (4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護 (5) 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生 (6) 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し (7) 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達 (8) 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供 (9) 防犯パトロールの実施 (10) その他必要な事項

2 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

地域防災拠点運営委員会相互の緊密な連携を図るため、磯子区運営委員会連絡協議会を設置し、年1回総会を開催するほか、必要に応じて事業検討会を開催しています。

3 地域防災活動奨励事業

地域防災拠点運営委員会等の活動を支援するため、地域防災活動奨励助成金により、一部の活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

5-4 要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動などを臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者の方が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた要援護者対策を推進します。

2 災害時要援護者名簿

本市では、要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、「災害時要援護者名簿」を作成しており、各区の高齢・障害支援課で保管しています。名簿は、年2回の災害時要援護者リストの更新に伴い、適宜追加修正を行っています。

災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲	災害時要援護者名簿の記載事項（7項目）
1 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方 ア 要介護3以上の方 イ 一人暮らし高齢者、又は高齢者世帯でいずれもが要支援若しくは要介護認定の方 ウ 認知症のある方 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者 3 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方 4 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方 5 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方	1 氏名 2 住所又は居所 3 生年月日 4 性別 5 電話番号その他の連絡先 6 災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動を必要とする事由 7 その他災害時要援護者の支援活動の実施に関し市長が必要と認めるもの

3 要援護者に対する事前対策

(1) 地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組の推進

自主防災組織等は、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めるとともに、日頃から自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりに努めます。

(2) 取組の推進を支援するための区の取組

区長は、日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、自主防災組織等に同意方式または情報共有方式により災害時要援護者名簿を提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11及び横浜市個人情報保護条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として自主防災組織等に提供します。この名簿には、地域に個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みません。

主な方式	概要
同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報を提供する方式
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報を提供する方式



災害時要援護者支援の取組事例集リーフレット

第6章 学校における安全対策の措置

学校における安全対策を推進するとともに、平時から児童・生徒に対して防災学習・訓練を行うことで、震災時における児童生徒の安全確保を図ります。

【構成】

6-1 迅速な応急活動体制の確立

6-2 児童・生徒の安全確保体制の確立

【具体的な取組】

6-1 迅速な応急活動体制の確立

1 学校防災計画の策定

学校長は、避難方法、安全指導体制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。併せて、該当校の地域防災拠点運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

2 教職員の動員体制

学校教職員は大地震が発生した場合、原則として、所属校へ動員する体制を確立しています。また、直近動員者3名は「連絡調整者」として指名されており、地震発生直後の連絡調整等を行います。

3 地域防災拠点運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難所の運営方法、役割分担、救急処置体制、学校再開準備などについて、当該運営委員会に協力するとともに、平時から震災発生時には避難所となる事態に備えます。また、教職員は、地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

4 学校再開準備班の確立

学校長は、震災発生時、円滑に児童・生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制を整備します。

5 応急医療

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室に配備します。

地域防災拠点運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペースをあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。

6-2 児童・生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

区役所総務課と学校が連携し、児童・生徒に対して、発達段階に合わせた継続的な防災教育を実施します。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育・訓練に関する指導力や震災時の防災対応能力を高めます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童・生徒数を把握しておくとともに、あらかじめPTAと協議し、地域の自治会・町内会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童・生徒の保護措置などの安全対策を確立します。

第4部 津波対策

第1章 津波対策の基本

東日本大震災の教訓から、国の中央防災会議において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」との考え方が示されました。

磯子区では、本市に最大の浸水域及び浸水深の影響が予測されている「慶長型地震」を基に、住民避難を軸とした総合的な津波対策を確立するための取組を進めています。

【構成】

1-1 津波による被害想定

1-2 避難場所等の整備

【具体的な取組】

1-1 津波による被害想定

「慶長型地震」による津波では、沿岸区を中心とした市内全域で、津波による全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟、道路や鉄道等も浸水の影響を受ける区間が多数発生すると想定されています。

磯子区においても、沿岸部の工場地帯を中心に、広い範囲で津波の被害が発生する恐れがあります。

区分	最大津波高さ	最大波到達時間	建物被害	死者数
磯子区	4.6m	81分	4,721棟	117名

1-2 避難場所等の整備

1 津波避難場所

津波から避難する際には、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上への避難を呼びかけています。

磯子区では、津波発生時に避難可能な沿岸部の施設を「津波避難施設」として指定しており、防災マップ等を活用して周知しています。

☞ **【132ページ】資料2-11 津波発生時における施設等の提供協力に関する協定書**

2 情報伝達手段

津波警報等が発令された場合、避難対象区域周辺にいる住民や来街者等に迅速に周知するため、区内沿岸部に「津波警報伝達システム」を設置しています。

また、防災情報Eメール、Yahoo!防災情報、緊急速報メール、広報車などの複合的な伝達手段を活用します。

3 防災意識の啓発

「津波からの避難に関するガイドライン」や海拔標示などを活用し、防災訓練、講演会等のあらゆる機会を捉えて、津波に関する正しい知識、防災意識の高揚、津波対策の周知等を広報します。

4 訓練

平常時から、津波に対して早期かつ迅速に避難・退避できるよう、避難に適した経路や高台、建物などを把握するための避難訓練等を実施します。

津波避難施設

・津波警報伝達システム一覧

【平成31年3月1日現在】

- 根岸地区センター
- 市宮滝頭住宅
- 根岸小学校
- 磯子小学校 ※
- 根岸中学校 ※

- 杉田消防出張所
- 門倉パーキング

- 資源循環局磯子事務所
- 磯子消防署
- 磯子地区センター
- 浜田ビル
- 磯子区災害対策本部
- 葬儀の板橋 磯子奉斎殿
- 磯子駅前ビル住宅
- 森東小学校 ※
- 市宮磯子住宅
- シーサイドライン新杉田駅

- ハマシップモール
- 新杉田複合施設
- 海洋研究開発機構（金沢区）
- 杉田小学校 ※
- 杉田地区センター

凡例

	津波避難施設	【21施設】
	公共・指定管理施設	【15施設】
	民間施設	【6施設】
	津波警報伝達システム	【9基】
※	校内スピーカー	【4基】
	区役所（区災害対策本部）	

津波警報伝達システム設置場所

①根岸地域ケアプラザ	②根岸小学校	③八幡橋交差点付近
④磯子消防署	⑤新磯子町付近	⑥磯子海づり施設付近
⑦磯子区総合庁舎	⑧屏風浦小学校	⑨磯子スポーツセンター

第2章 災害応急対策等

地震が発生した場合、津波情報等の速やかな情報伝達と早期避難を最優先に行い、津波による被害、特に人的被害を防止します。

【構成】

2-1 津波警報等発表時の体制

2-2 避難対策等

2-3 地域防災拠点の代替施設の運用

【具体的な取組】

2-1 津波警報等発表時の体制

1 津波警報等及び津波警報の発表

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表します。

区分	発表される津波の高さ	
	数値表現	定性的表現
大津波警報	10m超 10m、5m	巨大
津波警報	3m	高い
津波注意報	1m	(表記しない)

2 防災体制

(1) 災害対策本部等の設置

地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とし、災害対策本部を設置するに至らない場合は次の体制とします。

津波予報の種別（東京湾内湾）	区	市
津波注意報が発表されたとき	区災害対策警戒本部	市災害対策警戒本部
津波警報が発表されたとき	区災害対策本部	市災害対策本部
大津波警報が発表されたとき		

(2) 警戒本部の構成区局及び配備体制

区	磯子区、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、金沢区
局	総務局、政策局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局

(3) 職員の動員先

津波警報又は大津波警報発表時、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた動員先に動員します。震度5強以上の地震が発生していない場合は、次のとおり動員するものとします。

区分	動員先
区職員（拠点動員を含む）	所属する職場
局職員（区本部動員、拠点動員）	磯子区災害対策本部（磯子区役所）

(4) 災害対策本部等の廃止

津波警報等の解除が発表されたとき又は津波による被害の応急対策がおおむね完了したとき

2-2 避難対策等

1 避難指示

津波警報又は大津波警報が発表された場合は、原則として避難勧告及び避難指示を発令します。
 避難勧告及び避難指示は、津波警報伝達システム、Ｌアラート、防災情報Ｅメール、Yahoo! 防災情報、緊急速報メール等のあらゆる手段を活用します。
 区本部は、消防地区本部と連携し、広報車やハンドマイク等により、速やかに伝達します。

2 避難対象区域

避難対象地域は、神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波による浸水予測区域と、更に河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証において浸水の可能性があるとした区域を合わせた地域とします。

避難対象区域が含まれる町丁一覧		
磯子一・二・三・六・七丁目	新中原町	馬場町
鳳町	新森町	原町
上町	杉田一・四・五丁目	東町
坂下町	滝頭三丁目	久木町
下町	中浜町	丸山一・二丁目
新磯子町	中原一・二丁目	森一・二・三丁目
新杉田町	西町	

2-3 地域防災拠点の代替施設の運用

磯子区では浸水予測区域に位置する一部の地域防災拠点が、津波被害により使用できない可能性があります。そのため、あらかじめ代替施設を指定して備蓄品等を整備し、いざという時に地域防災拠点として使用します。

なお、代替施設の他、被害状況に応じて区内の補足的避難所を地域防災拠点として使用します。

浸水が予測される地域防災拠点	予測浸水深(m)	体育館・備蓄庫の位置	代替の地域防災拠点
森東小学校	1.2-2.0	体育館：1階 備蓄庫：浸水深以上	県立磯子工業高等学校
杉田小学校	0.5-1.2	体育館：浸水区域外 備蓄庫：浸水深以上	—
根岸小学校	0.5-1.2	体育館：浸水深以上 備蓄庫：浸水深以上	—
根岸中学校	0.5-1.2	体育館：浸水深以上 備蓄庫：浸水深以上	—

☞【104ページ】資料1-5 補足的避難所一覧

磯子区防災計画 震災対策編

編集・発行：横浜市磯子区役所
発行年月：平成 31 年 4 月

〒235-0016
横浜市磯子区磯子三丁目5番1号
TEL：045-750-2312
FAX：045-750-2530